

**性犯罪に関する施策検討に向けた
実態調査ワーキンググループ
取りまとめ報告書**

令和2年3月

法務省

**性犯罪に関する施策検討に向けた
実態調査ワーキンググループ**

性犯罪に関する施策検討に向けた実態調査ワーキンググループ取りまとめ報告書

目次

第 1 性犯罪に関する施策検討に向けた実態調査ワーキンググループについて	1
第 2 調査結果	
1 性犯罪被害の概況と被害者心理等に関する研究	
(1) 認知・検挙・処理・裁判の状況等	3
(2) 被害申告等に関する各種調査の状況等	5
(3) 被害者の心理に関する心理学的・精神医学的知見等	10
2 刑事実体法に関連する事項	
(1) 平成 29 年改正に至る経緯	12
(2) 現行法の規定の概要等	15
(3) 各種調査結果	
ア 改正後の規定の施行状況についての調査	22
イ 裁判例調査	26
ウ 不起訴事件調査	32
エ 海外法制調査	38
オ その他調査	41
(4) ヒアリング等において指摘された課題	46
3 刑事訴訟手続に関連する事項	
(1) 改正法の附帯決議及びその対応	52
(2) 被害者の刑事手続への関与や被害者等の保護に関する制度等	54
(3) 公訴時効制度	59
(4) 司法面接的手法を用いた聴取	62
(5) 起訴状等における被害者の氏名秘匿	65
4 加害者の再犯防止に関する事項	
(1) 施設内における取組	
ア 刑事施設における性犯罪再犯防止指導の現状	68
イ 性犯罪再犯防止指導の効果検証	71
ウ ヒアリングにおける指摘事項	73
(2) 社会内における取組	
ア 保護観察所における性犯罪者処遇プログラムの現状	75
イ 性犯罪者処遇プログラムの効果検証	77
ウ ヒアリングにおける指摘事項	80

(3) その他加害者の再犯防止に関する指摘事項等	81
(4) 性犯罪者処遇プログラム検討会	82
5 その他事項についてのヒアリング等において指摘された課題等	
(1) 被害申告の実情等	83
(2) 被害者支援の在り方	84
(3) 子どもに対する教育や教育現場における対処の在り方	86

第1 性犯罪に関する施策検討に向けた実態調査ワーキンググループについて

平成29年6月16日、第193回国会において、強姦罪の構成要件及び法定刑の見直し、監護者わいせつ罪及び監護者性交等罪の新設、強盗強姦罪の構成要件の見直し、強姦罪等の非親告罪化等を内容とする「刑法の一部を改正する法律」（平成29年法律第72号。以下「改正法」という。）が成立し、同年7月13日施行された（別紙1）。

改正法の国会審議においては、性犯罪に関する施策の在り方に関して様々な指摘がなされ、改正法附則9条は、政府に対し、改正法の施行後3年を目途として、性犯罪における被害の実情、改正後の規定の施行の状況等を勘案し、性犯罪に係る事案の実態に即した対処を行うための施策の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずることを求めている。

また、改正法の国会審議に際し、衆参両議院の法務委員会において、捜査機関における証拠保全や被害者への説明の在り方、被害者支援、性犯罪者の再犯防止など、幅広い事項について、附帯決議が付された（別紙2及び3）。

そこで、法務省においては、改正法附則9条に基づく検討に資するよう、性犯罪の実態に関する各種調査・研究を着実に実施すること等を目的として、平成30年4月、関係局部課の担当者を構成員とする「性犯罪に関する施策検討に向けた実態調査ワーキンググループ」（以下「本ワーキンググループ」という。）を設置した（別紙4）。

本ワーキンググループは、性犯罪の実態を着実に把握するため、合計14回の会合を開催し、被害実態、被害者心理、被害者支援、加害者の再犯防止等の様々な観点から、性犯罪被害者、犯罪被害者支援に携わる弁護士、被害者心理学の専門家や性犯罪加害者処遇に携わる専門家等の関係者からのヒアリングを実施するとともに、ワンストップ支援センターの視察を実施した（別紙5）。また、併せて、性犯罪被害者の心理等についての調査研究、性犯罪等被害の実態把握のための調査研究、性犯罪者に対する多角的な調査研究、性犯罪に関する罰則の運用状況等についての調査等の各種調査研究を有機的に連携させながら実施してきた（別紙6）。

本ワーキンググループがこれまで実施したヒアリングや各種調査研究等により、性犯罪被害の実情や改正法施行後の運用状況等の様々な実態が明らかになるとともに、ヒアリング等においては、刑事法に関連する事項や加害者の再犯防止に関する事項のほか、被害申告をめぐる実情、被害者支援の在り方、子どもに対する教育や教育現場での対処の在り方に関する事項など、幅広い観点からの指摘を受けた。

そこで、本ワーキンググループは、今後の施策の在り方の検討に資するよう、これらのヒアリング及び各種調査研究等の結果を取りまとめ、公表することとした。

第2 調査結果

1 性犯罪被害の概況と被害者心理等に関する研究

(1) 認知・検挙・処理・裁判の状況等

ア 性犯罪に係る認知・検挙の状況等

性犯罪の実態を把握するに当たり、まず、改正法の施行（平成29年7月13日）をまたいだ過去5年間の性犯罪に係る認知・検挙の状況等を俯瞰することとした。1-1表は、強制性交等の罪、すなわち、平成29年改正前の強姦罪、準強姦罪、集団強姦罪及び集団準強姦罪並びに同改正後の強制性交等罪、準強制性交等罪及び監護者性交等罪（各罪の未遂罪及び致死傷罪を含む。）に係る平成27年から令和元年までの認知・検挙件数、起訴・不起訴人員及び起訴率並びに通常第一審（地裁）における終局実人員及びその内訳を、把握できた範囲で一覧化したものである。

1-1表[※]

強制性交等の罪 認知件数・検挙件数・起訴人員・不起訴人員・起訴率・通常第一審（地裁）における終局実人員（有罪・全部無罪）の推移（平成27年～令和元年）^{※1}

年次	認知件数	検挙件数	起訴人員	不起訴人員	起訴率	通常第一審（地裁） における終局実人員	
						有罪	全部無罪
平成27年	1,167	1,114	453	832	35.3	341	2
平成28年	989	970	370	656	36.1	285	1
平成29年	1,109	1,027	354	730	32.7	249	3
平成30年	1,307	1,190	492	760	39.3	330	1
令和元年 (平成31年)	1,405	1,311	※ ²			359	6

次に、1-2表は、強制わいせつの罪、すなわち、強制わいせつ罪、準強制わいせつ罪及び平成29年改正後の監護者わいせつ罪（各罪の未遂罪及び致死傷罪を含む。）に係る平成27年から令和元年までの認知・検挙件数、起訴・不起訴人員及び起訴率並びに通常第一審（地裁）における終局実人員及びその内訳を、把握できた範囲で一覧化したものである。

※¹ 表の注記は以下のとおり。

- ・ 「認知件数」及び「検挙件数」については警察庁の統計、「起訴人員」、「不起訴人員」及び「起訴率」については検察統計年報、「通常第一審（地裁）における終局実人員」については最高裁判所事務総局調べによる。なお、実人員とは、同一被告人について複数の起訴があっても、弁論終結時において弁論が併合されている限り1人として計上したものをいう。
- ・ 「起訴率」は、 $(「起訴人員」 / (「起訴人員」 + 「不起訴人員」)) \times 100$ の計算式で得た百分比である。
- ・ 「起訴人員」及び「不起訴人員」は検挙件数の内訳ではなく、また、「有罪」及び「全部無罪」の人員は起訴人員の内訳ではないことに留意する必要がある。
- ・ 「通常第一審（地裁）における終局実人員」のうち「有罪」は、一部免訴、一部公訴棄却及び一部無罪を含む。
- ・ 有罪の場合は処断罪名が、全部無罪の場合は終局時において当該事件について掲げられている訴因の罪名のうち法定刑が最も重い罪名が、それぞれ「強制性交等の罪」であるものを計上した。
- ・ 令和元年の数値は、速報値である。

※² 令和元年（平成31年）における強制性交等の罪と強制わいせつの罪による処理数を合算した数値は、以下のとおり。

起訴人員 1,619名
 不起訴人員 3,206名
 起訴率 33.6%

1-2表[※]

強制わいせつの罪 認知件数・検挙件数・起訴人員・不起訴人員・起訴率・通常第一審(地裁)における終局実人員(有罪・全部無罪)の推移(平成27年～令和元年)^{※¹}

年次	認知件数	検挙件数	起訴人員	不起訴人員	起訴率	通常第一審(地裁)における終局実人員	
						有罪	全部無罪
平成27年	6,755	4,129	1,394	1,820	43.4	965	5
平成28年	6,188	4,207	1,308	1,955	40.1	928	3
平成29年	5,809	4,320	1,295	2,127	37.8	891	4
平成30年	5,340	4,288	1,288	2,458	34.4	892	7
令和元年 (平成31年)	4,900	3,999	※ ²			891	4

(2) 被害申告等に関する各種調査の状況等

性犯罪については、かねてより、その性質上、被害者が被害を申告しにくく、潜在化しやすいと指摘されていることから、本ワーキンググループにおいては、その実態を把握するため、関連する調査結果を収集した。

ア 犯罪被害実態(暗数)調査の状況等(別紙7)

法務総合研究所においては、無作為抽出により選定した全国16歳以上の男女6,000人を対象として、第5回犯罪被害実態(暗数)調査を実施した。

※¹ 表の注記は以下のとおり。

- ・ 「認知件数」及び「検挙件数」については警察庁の統計、「起訴人員」、「不起訴人員」及び「起訴率」については検察統計年報、「通常第一審(地裁)における終局実人員」については最高裁判所事務総局調べによる。なお、実人員とは、同一被告人について複数の起訴があっても、弁論終結時において弁論が併合されている限り1人として計上したものをいう。
- ・ 「起訴率」は、 $(「起訴人員」 / 「起訴人員」 + 「不起訴人員」) \times 100$ の計算式で得た百分比である。
- ・ 「起訴人員」及び「不起訴人員」は検挙件数の内訳ではなく、また、「有罪」及び「全部無罪」の人員は起訴人員の内訳ではないことに留意する必要がある。
- ・ 「通常第一審(地裁)における終局実人員」のうち「有罪」は、一部免訴、一部公訴棄却及び一部無罪を含む。
- ・ 有罪の場合は処断罪名が、全部無罪の場合は終局時において当該事件について掲げられている訴因の罪名のうち法定刑が最も重い罪名が、それぞれ「強制わいせつの罪」であるものを計上した。
- ・ 令和元年の数値は、速報値である。

※² 令和元年(平成31年)における強制性交等の罪と強制わいせつの罪による処理数を合算した数値は、1-1表の「※²」に同じ。

この調査の項目や方法は別紙7に記載したとおりであり、性的な被害に関するものなど、民間事業者の調査員による訪問調査での聴き取り方式では回答がしにくいと考えられた調査項目については、調査対象者に調査票を記入し提出してもらう方式により回答を得ることとし、前記対象者のうち3,500人（うち女性1,812人、男性1,688人）から回答を得た。

このうち、過去5年間に「性的な被害」¹に遭ったことがあると回答した者は35人（うち女性30人、男性5人）であり、母数の制約はあるものの、

- 捜査機関に被害を届け出なかったと回答した者 28人
 - 捜査機関に被害を届け出たと回答した者 5人
- であった²。

捜査機関に届け出なかった理由（複数回答可）のうち主なものは、以下のとおりであった。

捜査機関に届け出なかった理由	人数
それほど重大ではない（損失がない、大したことではない）	10
どうしたらよいのか分からなかった（被害を届け出る方法が分からなかった）	8
自分で解決した（加害者を知っていた）	4
被害に遭ったことを知られたくなかった（恥ずかしくて言えなかった）	4
捜査機関は何もできない（証拠がない）	4

¹ 「性的な被害」については、調査票上、「職場での性的な嫌がらせ」を含む一方、言葉による性的な嫌がらせや、別項目による調査対象としたDV及び児童虐待に当たる性的被害は含めないものとされている。

² 35人中、2人からは、捜査機関への届け出の有無につき回答がなかった。

さらに、犯罪被害者支援機関等への連絡の有無については、

- 連絡しなかった者 30人
- 連絡した者 2人

であった。

イ その他の各種調査の状況等

(7) 内閣府における調査等

① 男女間における暴力に関する調査³

内閣府が平成29年12月に実施した「男女間における暴力に関する調査」においては、回答の有効回収数3,376人（うち、女性1,807人、男性1,569人）のうち、4.9%（女性の7.8%、男性の1.5%）が、過去に「無理やりに性交等された被害経験」があるとされ、そのうち、

- 「どこ（だれ）にも相談しなかった」と回答した者 56.1%（女性の場合は58.9%、男性の場合は39.1%）
- 「警察に連絡・相談した」と回答した者 3.7%（女性の場合は2.8%、男性の場合は8.7%）

などとされている。

また、被害についてどこ（だれ）にも相談しなかった理由（複数回答可）については、回答割合が多い順に、以下のとおりとされている。

³ 内閣府ホームページ
http://www.gender.go.jp/policy/no_violence/e-vaw/chousa/h29_boryoku_cyousa.html

被害について相談しなかった理由	割合（％）
恥ずかしくてだれにも言えなかったから	52.2
自分さえがまんすれば、なんとかこのままやっていけると思ったから	28.3
そのことについて思い出したくなかったから	22.8
相談するほどのことではないと思ったから	20.7
どこ（だれ）に相談してよいのかわからなかったから	19.6
相談してもむだだと思ったから	19.6

② 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターを対象とした支援状況等調査⁴

内閣府が令和元年6月1日から同年8月31日までの間、全国のワンストップ支援センターを対象として行った支援状況等調査においては、同期間中に全国のワンストップ支援センターに電話又は面談の方法により相談した被害者は、電話相談が2,755人、面談が818人であり、その相談に係る被害内容は、電話相談をした被害者の中で

- 強制性交等・準強制性交等 41.1%
 - 強制わいせつ・準強制わいせつ 23.6%
 - 監護者からの強制性交等・強制わいせつ 6.1%
- などとされており、面談をした被害者の中では
- 強制性交等・準強制性交等 50.1%
 - 強制わいせつ・準強制わいせつ 27.4%
 - 監護者からの強制性交等・強制わいせつ 9.6%
- などとされている。

また、同調査においては、ワンストップ支援センターが把握でき

⁴ 内閣府ホームページ
http://www.gender.go.jp/policy/no_violence/e-vaw/chousa/r02_top.html

た限りではあるものの、同センターに相談した被害者の警察への相談状況は、

- 同センターへの相談以前に警察に相談した被害者 18.9%
 - 同センターへの相談後に警察に相談した被害者 3.9%
- などとされている。

(イ) 警察庁による調査等

① 平成29年度犯罪被害類型別調査⁵

警察庁が平成30年1月19日から同月28日までに実施した「平成29年度犯罪被害類型別調査」においては、有効回答数1,696人のうち、「性的な被害」に遭ったと回答した者は169人（うち、「痴漢等」が100人、「無理やりにされた性交等」が69人）であり、169人のうち、警察への通報状況につき、

- 「あなたが通報した」と回答した者 7.7%
 - 「あなた以外の人（第三者、加害者等）が通報した」と回答した者 12.4%
 - 「警察には通報しなかった」と回答した者 75.7%
- などとされている。

同調査においては、前記の被害を警察に通報しなかった者の割合は、配偶者からの暴力（DV）（87.2%）や児童虐待（86.4%）よりは低いものの、殺人、殺人未遂又は傷害等の暴力被害（43.4%）や交通事故（4.7%）より相当程度高いとされている。

② 性犯罪被害に係る実態把握等

警察庁においては、被害届の受理に関する警察の取扱いについて、被害者から全国のワンストップ支援センター等に寄せられた意見の提供を受けて今後の警察における指導教養等に活用することとしており、令和元年6月以降現在までに、このうち20か所のワ

⁵ 警察庁ホームページ
<https://www.npa.go.jp/hanzaihigai/kohyo/report/h29-1/index.html>

ンストップ支援センターと2か所の被害者支援団体の職員等と面会し、協力依頼を行ったところである。

ウ 被害申告の実情等についてヒアリング等で指摘された内容は、後記5(1)のとおりである。

(3) 被害者の心理に関する心理学的・精神医学的知見等（別紙8）

改正法の国会審議に当たっては、衆参両議院の法務委員会において、「刑法第176条及び第177条における「暴行又は脅迫」並びに刑法第178条における「抗拒不能」の認定について、被害者と相手方との関係性や被害者の心理をより一層適切に踏まえてなされる必要があるとの指摘がなされていることに鑑み、これらに関連する心理学的・精神医学的知見等について調査研究を推進するとともに、司法警察職員、検察官及び裁判官に対して、性犯罪に直面した被害者の心理等についてこれらの知見を踏まえた研修を行うこと。」（衆議院法務委員会附帯決議第2項、参議院法務委員会附帯決議第2項に同旨）との附帯決議が付された。

そこで、法務省においては、捜査・公判において、被害者の心理等に関する専門的知見を活用し、より一層適切な事実認定・立証を行うための参考とすることができるよう、平成30年6月から12月にかけて、性犯罪の捜査・公判の十分な経験を有する検事が研究員となり、精神科医・臨床心理士の指導・助言を受け、被害者の心理等につき、心理学的・精神医学的知見を収集するとともに、暴行・脅迫、心理的抗拒不能又は被害者の同意が争点となった有罪・無罪の事例等を収集し、前記知見を踏まえた分析等を内容とする研究を行った。

同研究においては、まず、性犯罪被害者の反応や対処行動に関する諸外国の研究等に関する文献を収集し、性犯罪被害者が相手方に対して必ずしも強い反応や行動を示すわけではなく、身体的抵抗より言葉による抵抗が多い傾向が見られ、全く抵抗していない者が相当数いたといった各研究結果をまとめた。また、性犯罪被害者の反応や対処行動の原因・機序に関する研究等に関する文献等を収集し、①被害の最中又は直後（周トラウマ期）における反応等（周トラウマ期解離、T o n i c I m m o b i l i t y

(擬死状態)等), ②被害に直面する前の心理やリスク認知に関する知見(正常性バイアス, 楽観主義バイアス等), ③被害後の精神症状(心的外傷後ストレス障害(PTSD), 解離等), ④継続的な被害にさらされた者の心理等に関する知見(複雑性PTSD, 性的虐待順応症候群等)についてまとめた。

その上で, 強制性交等罪(強姦罪)・準強制性交等罪(準強姦罪)の判決等を収集し, 前記の各知見を踏まえ, 性犯罪に直面した被害者の心理や対処行動に着目し, 被害者供述の信用性の判断(同意の有無に関するものを含む。), 暴行・脅迫の程度の判断, 被告人の故意の認定等がどのようになされているかを分析・検討した。また, 同様の観点から, 捜査・公判における専門的知見の活用, 被害者への配慮の在り方についても, 検討を行った。

本研究内容については, 既に, 捜査・公判の豊富な経験を有する検察官に対する研修において講義を実施したところであり, 今後, 検察官に対して広く周知し, 捜査・公判等の実務に活用させる予定である。

2 刑事実体法に関連する事項

(1) 平成29年改正に至る経緯

ア 過去の刑事法改正の際の附帯決議

平成16年に、一定の犯罪について法定刑を見直すなどの刑法の改正等がなされた際（平成16年法律第156号）、「性的自由の侵害に係る罰則の在り方については、強盗罪等の法定刑の適正化を図りつつ、それらとの権衡を考慮し、さらに検討に努めること。」（衆議院法務委員会附帯決議第4項）、「性的自由の侵害に係る罰則の在り方については、被害の重大性等にかんがみ、さらに検討すること。」（参議院法務委員会附帯決議第4項）との各附帯決議が付された。

また、平成22年に、一定の犯罪の公訴時効等について、刑事訴訟法の改正等がなされた際（平成22年法律第26号）、「性犯罪やひき逃げ事案等、人を死亡させた犯罪以外の犯罪についても、事案の実態や犯罪被害者等を含めた国民の意識を十分に踏まえつつ、公訴時効を含めた処罰の在り方について更に検討すること。」（衆議院法務委員会附帯決議第4項）、「性犯罪については、被害者等の声を十分に踏まえつつ、罰則の在り方及び公訴時効期間について更に検討すること。」（参議院法務委員会附帯決議第5項）との各附帯決議が付された。

イ 第3次男女共同参画基本計画⁶

平成22年に閣議決定された第3次男女共同参画基本計画において、「女性に対するあらゆる暴力の根絶」の一項目として、「強姦罪の見直し（非親告罪化、性交同意年齢の引上げ、構成要件の見直し等）など性犯罪に関する罰則の在り方を検討する」との内容が盛り込まれた。

ウ 性犯罪の罰則に関する検討会

このような背景等を踏まえ、法務大臣の指示により、平成26年10月、罰則の在り方について検討するに当たり、論点を抽出・整理し、そ

⁶ 第3次男女共同参画基本計画（平成22年12月17日決定）
http://www.gender.go.jp/about_danjo/basic_plans/3rd/index.html

の検討の方向性について幅広く意見を募るため、法務省に、刑事法研究者、法曹三者、被害者支援団体関係者等を構成員とする「性犯罪の罰則に関する検討会」（以下「検討会」という。）が設置された。検討会は、平成27年8月まで12回にわたり開催され、その結果が報告書として取りまとめられた。

検討会では、

- ㊦ 強姦罪等を非親告罪化すること
- ㊧ 強姦罪の行為者及び被害者について性差を解消し、男性器の女性器への挿入以外の行為（肛門性交等）についても、強姦罪と同様の刑で処罰すること
- ㊨ 地位又は関係性を利用した性的行為に関する規定を設けること
- ㊩ 強姦罪及び強姦致死傷罪の法定刑の下限を引き上げること
- ㊪ 強姦犯人が強盗を犯した場合についても、強盗強姦罪と同様に処罰する規定を設けること

については、法改正を要するとする意見が多数であった。

これに対し、

- ㊫ 年少者が被害者である性犯罪について、一定の期間は公訴時効が進行しないものとする
- ㊬ 配偶者間においても強姦罪が成立することを明示する規定を置くこと
- ㊭ 強姦罪等における暴行・脅迫要件を撤廃ないし緩和すること
- ㊮ 刑法における性犯罪に関する条文の位置を変更すること
- ㊯ 暴行・脅迫を用いなくとも強姦罪等が成立するものとされる被害者の年齢（いわゆる性交同意年齢）を引き上げること

については、法改正を要するとの意見が多数を占めるに至らなかった⁷。

エ 法制審議会

⁷ 性犯罪の罰則に関する検討会
http://www.moj.go.jp/keiji1/keiji12_00090.html

前記取りまとめ結果を踏まえ、平成27年10月、法務大臣から法制審議会に対し、検討会において法改正を要するとの意見が多数を占めた前記㊦～㊧を内容とする刑法の一部改正に関する諮問がなされた⁸。

これを受け、法制審議会の刑事法（性犯罪関係）部会において、同年11月から平成28年6月まで、7回にわたり調査審議が行われ、諮問に係る要綱（骨子）を一部修正した上で、修正後の要綱（骨子）のとおり法整備をすることが相当であるとの結論に達した。同年9月、法制審議会において、前記部会の調査審議結果を受けて審議が行われ、部会長から報告された修正後の要綱（骨子）のとおり法整備することが相当である旨、法務大臣に対し、答申がなされた⁹。

オ 国会審議

前記答申を受けて、平成29年3月、「刑法の一部を改正する法律案」が第193回通常国会に提出され、同年6月、衆議院法務委員会において、附則に9条として検討条項を追加する修正案が提出され、修正案及びその修正部分を除く政府提出の原案が可決された。衆議院本会議、参議院法務委員会、参議院本会議においても、修正のとおり可決され、「刑法の一部を改正する法律」が成立した（別紙1）。

また、前記第1のとおり、衆参両議院の法務委員会において、それぞれ附帯決議が付されており、捜査・公判に関する事項として、性犯罪に直面した被害者の心理等に関する検察官等への研修、適切な証拠保全、二次被害防止のための被害者の心情への配慮、児童の特性等に配慮した聴取等について指摘がなされている（別紙2及び3）。

⁸ 法制審議会第175回会議（平成27年10月9日）
http://www.moj.go.jp/shingil/housei02_00314.html

⁹ 法制審議会第177回会議（平成28年9月12日）
<http://www.moj.go.jp/shingil/shingi03500027.html>

(2) 現行法の規定の概要等

ア 強制性交等罪（刑法 177 条）

十三歳以上の者に対し，暴行又は脅迫を用いて性交，^{こう}肛門性交又は^{くう}口腔性交（以下「性交等」という。）をした者は，強制性交等の罪とし，五年以上の有期懲役に処する。十三歳未満の者に対し，性交等をした者も，同様とする。

(7) 規定の概要

13歳以上の者に対し，暴行又は脅迫を用いて，性交，肛門性交又は口腔性交（以下「性交等」という。）をした者は，5年以上20年以下の懲役に処するものとされている（同条前段。なお，有期の懲役の上限につき更に12条1項（以下同じ。））。

「暴行又は脅迫」の該当性判断については，昭和24年5月10日最高裁判決が，「論旨は，被告人が被害者に暴行脅迫を加えた事実はなく，仮りにそのような事実があつたとしても，被害者が抗拒不能に陥つたという事実は全記録の何処にも発見することができないと主張しているけれども，刑法第177条にいわゆる暴行又は脅迫は相手方の抗拒を著しく困難ならしめる程度のものであることを以て足りる」とし，その判断に当たっては，昭和33年6月6日最高裁判決が，「なるほど，所論引用の当裁判所判例（注：前記昭和24年最高裁判決）は，刑法177条にいわゆる暴行脅迫は相手方の抗拒を著しく困難ならしめる程度のものであることを以つて足りると判示している。しかし，その暴行または脅迫の行為は，単にそれのみを取り上げて観察すれば右の程度には達しないと認められるようなものであつても，その相手方の年令，性別，素行，経歴等やそれがなされた時間，場所の四圍の環境その他具体的事情の如何と相伴つて，相手方の抗拒を不能にし又はこれを著しく困難ならしめるものであれば足りると解すべきである」としている。

また，13歳未満の者に対し，性交等をした者についても，5年

以上20年以下の懲役に処するものとされており（177条後段），この場合，暴行・脅迫がなく，相手方の承諾があっても，犯罪が成立する。

(イ) 平成29年改正時における議論

平成29年改正前の強姦罪等の暴行・脅迫要件を撤廃ないし緩和すべきか否かについては，検討会でも議論された。

検討会においては，暴行・脅迫要件を撤廃・緩和すべきでないという意見が多数であり，例えば，

- 暴行・脅迫要件は，具体的な状況に即して判断されており，その際には，周囲の状況，従前からの人間関係，被害者の属性，年齢，能力，事件に至るまでの経緯など様々な要素を考慮しており，暴行の程度もそのような要素の一つとして考慮している
- 判例・実務においては，被害者の意思に反する性交であったかどうかを，行われた暴行・脅迫を状況証拠として用いつつ認定していると考えられ，被害者の意思に反することが間違いなく確信できるという事例（被害者の同意の有無に関する被告人の故意を含め，合理的な疑いを容れない程度に立証ができている場合）についてのみ強姦罪を成立させようとしている
- 実務においては，かなり広く暴行・脅迫を認めているのが現状であり，また，暴行・脅迫はなくても抵抗できなかった事案については，抗拒不能として準強姦の成立を認めている
- 暴行・脅迫要件を撤廃して不同意性交を処罰するものとするれば，外形的な証拠がない場合に被害者の主観を証明するのはかなり難しい

といった意見が述べられた。

他方で，

- 暴行・脅迫要件を撤廃することが望ましいが，撤廃までは難しいということであれば，例えば，不意打ち，偽計，威力，薬物の使用，被害者の知的障害など，不同意の性交を類型化して要件と

すべきである

- 暴行・脅迫要件の認定が、犯罪に遭遇したことの無い人の感覚を基に行われており、被害者が実際に体感していることとの間の落差が大きい。心理学や精神医学における解離や麻痺といった精神状態の有様を加味してほしい
 - 暴行・脅迫要件の認定が個々の判断者に任されているため、ばらつきが生じており、ばらつきを解消するためには、事実認定を行う者に何らかの基準を示す必要がある
- といった意見も述べられた。

イ 準強制性交等罪（刑法178条2項）

人の心神喪失若しくは抗拒不能に乗じ、又は心神を喪失させ、若しくは抗拒不能にさせて、性交等をした者は、前条の例による。

人の心神喪失若しくは抗拒不能に乗じ、又は心神を喪失させ、若しくは抗拒不能にさせて、性交等をした者は、5年以上20年以下の懲役に処するものとされている（178条2項、177条）。

「心神喪失」とは、精神的な障害によって正常な判断力を失った状態をいい、「抗拒不能」とは、心理的又は物理的に抵抗ができない状態をいうとされている（例えば、昭和56年1月27日東京高裁判決は、「心神喪失以外の意味において社会一般の常識に照らし、当該具体的事情の下で身体的または心理的に反抗の不能または著しく困難と認められる状態をいい、暴行及び脅迫による場合を除きその発生原因を問わない」としている。）。

暴行・脅迫によって被害者を心神喪失又は抗拒不能の状態にして性交等をした場合には、177条前段の罪が成立し、本条の問題とはならない。同様に、13歳未満の者の心神喪失又は抗拒不能に乗じて性交等をした場合には、177条後段が適用される。

心神喪失・抗拒不能の程度については、最高裁判決がなく、見解が分かれているが、多くの見解は、反抗が完全に不可能であることを要

求しておらず、177条と同様に反抗が著しく困難な状態で足りるなどとしている。

心神喪失・抗拒不能の原因として、裁判例で認められたものとして、重度の知的障害、熟睡中、泥酔状態であることを利用した場合、睡眠薬を飲ませて抗拒不能にした場合、継続的な性的虐待や第三者の暴行・脅迫によって抗拒不能の状態にあるのを利用した場合、正常な医療行為が行われるものと被害者を誤信させた場合などがある。

ウ 監護者性交等罪（刑法179条2項）

十八歳未満の者に対し、その者を現に監護する者であることによる影響力があることに乗じて性交等をした者は、第一百七十七条の例による。

18歳未満の者に対し、その者を現に監護する者であることによる影響力があることに乗じて性交等をした者は、5年以上20年以下の懲役に処するものとされている（179条2項）。

「その者を現に監護する者」（監護者）とは、18歳未満の者を現に監督し、保護している者であり、法律上の監護権に基づかなくても、事実上、現に監督し、保護する者であればよい。

「現に監護する者」の該当性については、同居の有無、居住場所に関する指定等の状況、指導状況、身の回りの世話等の生活状況、生活費の支出などの経済的状況、未成年者に関する諸手続等を行う状況等の諸事情を考慮して判断するとされている。

「現に監護する者であることによる影響力」とは、監護者が、被監護者の生活全般にわたって、衣食住などの経済的な観点や生活上の指導・監督などの精神的な観点から、現に被監護者を監督し、保護することにより生ずる影響力であるとされ、「乗じて」とは、影響力を及ぼしている状態で性交等を行ったことで足りるとされている。

本罪では、暴行・脅迫の有無や18歳未満の者の同意の有無は問題とならない。

エ 強制わいせつ罪（刑法 176 条）

十三歳以上の者に対し、暴行又は脅迫を用いてわいせつな行為をした者は、六月以上十年以下の懲役に処する。十三歳未満の者に対し、わいせつな行為をした者も、同様とする。

13歳以上の者に対し、暴行又は脅迫を用いて、わいせつな行為をした者は、6月以上10年以下の懲役に処するものとされている（同条前段）。

「暴行」の程度については、わいせつ行為と性交等という目的とする行為の性質の差から、必ずしも強制性交等罪におけるように反抗を著しく困難ならしめる程度に達する必要はなく、被害者の意思に反してわいせつ行為を行うに足りる程度の暴行であれば足りるという考え方と、強制性交等罪と同様、反抗を著しく困難にする程度のものを要するとの考え方がある。強制わいせつ罪について、「力の大小強弱は必ずしも問わない」とする判例（大正13年10月22日大審院判決）は、強制性交等罪につき反抗を著しく困難ならしめる程度を要求する判例と矛盾するものではなく、強制わいせつの場合には、被害者の隙を突いてわいせつ行為を行うことができることから、当該行為を行うについて必要とされる程度・態様の暴行が必要であるとして、強制性交等罪と強制わいせつ罪を統一的に理解すべきとの考え方がある。

13歳未満の者に対し、わいせつな行為をした者についても、6月以上10年以下の懲役に処するものとされており（同条後段）、暴行・脅迫がなく、相手方の承諾があっても、犯罪が成立する。

オ 準強制わいせつ罪（刑法 178 条 1 項）

人の心神喪失若しくは抗拒不能に乗じ、又は心神を喪失させ、若しくは抗拒不能にさせて、わいせつな行為をした者は、第七十六條の例による。

人の心神喪失若しくは抗拒不能に乗じ、又は心神を喪失させ、若し

くは抗拒不能にさせて、わいせつな行為をした者は、6月以上10年以下の懲役に処するものとされている（178条2項，176条）。

カ 監護者わいせつ罪（刑法179条1項）

十八歳未満の者に対し、その者を現に監護する者であることによる影響力があることに乗じてわいせつな行為をした者は、第七十六條の例による。

18歳未満の者に対し、その者を現に監護する者であることによる影響力があることに乗じてわいせつな行為をした者は、6月以上10年以下の懲役に処するものとされる（181条1項）。

本罪では、暴行・脅迫の有無や18歳未満の者の同意の有無は問題とならない。

キ 強制わいせつ等致死傷罪（刑法181条）

1 第七十六條，第七十八條第一項若しくは第七十九條第一項の罪又はこれらの罪の未遂罪を犯し、よって人を死傷させた者は、無期又は三年以上の懲役に処する。

2 第七十七條，第七十八條第二項若しくは第七十九條第二項の罪又はこれらの罪の未遂罪を犯し、よって人を死傷させた者は、無期又は六年以上の懲役に処する。

強制わいせつ罪，準強制わいせつ罪若しくは監護者わいせつ罪又はこれらの罪の未遂罪を犯し、人を死傷させた者は、無期又は3年以上の懲役に処するものとされている（同条1項）。

また，強姦性交等罪，準強姦性交等罪若しくは監護者性交等罪又はこれらの罪の未遂罪を犯し、人を死傷させた者は、無期又は6年以上の懲役に処するものとされている（同条2項）。

本罪は，強姦性交等罪などの結果的加重犯であり，強姦性交等罪などを犯したことと死傷結果との間に因果関係が必要である。死傷の原因となった行為は，わいせつ行為・性交等の行為それ自体のほか，手

段としての暴行・脅迫行為でもよく、また、わいせつ行為・性交等の行為の機会に行われた、それと密接に関連する行為であってもよいとされており、例えば、被害者が逃走しようとして受傷した場合であっても、本罪に当たり得る。

ク 児童福祉法違反

34条1項

何人も、次に掲げる行為をしてはならない。

六 児童に淫行^{いん}をさせる行為

60条1項

第三十四条第一項第六号の規定に違反した者は、十年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

児童福祉法は、何人も「児童に淫行をさせる行為」をしてはならないとし（同法34条1項6号）、この規定に違反した者は、10年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金に処し、又はこれを併科するものとされている（同法60条1項）。

「淫行」の意義について、平成28年6月21日最高裁決定は、「児童の心身の健全な育成を阻害するおそれがあると認められる性交又はこれに準ずる性交類似行為をいうと解するのが相当である」とし、児童を単に自己の性的欲望を満足させるための対象として扱っているとしか認められないような者を相手方とする性交又はこれに準ずる性交類似行為は、「淫行」に含まれるとしている。

「児童に淫行をさせる行為」の意義については、昭和40年4月30日最高裁決定が、「児童に淫行をさせる行為のうちには、直接たると間接たるとを問わず児童に対して事実上の影響力を及ぼして児童が淫行をなすことを助長し促進する行為をも包含する」とした原審の判断は相当である」とし、その該当性判断に当たっては、前記平成28年最高裁決定が、「そのような行為に当たるか否かは、行為者と児童の関係、助長・促進行為の内容及び児童の意思決定に対する影響の程度、

淫行内容及び淫行に至る動機・経緯，児童の年齢，その他当該児童の置かれていた具体的状況を総合考慮して判断するのが相当である」としている。

「淫行をさせる行為」には，行為者が，児童に第三者と「淫行」をさせる場合のほか，児童に自己と「淫行」をさせる場合を含む。

ケ 青少年保護育成条例違反

全都道府県に，青少年の健全な育成を図ること等を目的とする，いわゆる青少年保護育成条例がある。

都道府県により，要件は異なるが，例えば，東京都青少年の健全な育成に関する条例は，「何人も，青少年とみだらな性交又は性交類似行為を行ってはならない」とし（同条例 18 条の 6），これに違反した者を 2 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処するものとされている（同条例 24 条の 3）。

同条例における「みだらな性交又は性交類似行為」とは，青少年を誘惑し，威迫し，欺罔し又は困惑させる等その心身の未成熟に乗じた不当な手段により行う性交又は性交類似行為のほか，青少年を単に自己の性的欲望を満足させるための対象として扱っているとしか認められないような性交又は性交類似行為をいうとされており，婚約中の青少年又はこれに準ずる真摯な交際関係にある場合は除かれるとされている。

(3) 各種調査結果

ア 改正後の規定の施行状況についての調査（別紙 9）

(7) 調査の概要

- a 改正後の規定を適用した事件の状況等を把握するため，各地方検察庁から，①強制性交等罪又は準強制性交等罪を適用した事件で，公訴事実において，肛門性交のみ，口腔性交のみ又は口腔性交及び肛門性交のみを実行行為とする事件，②強制性交等罪又は準強制性交等罪を適用した事件で，被害者が男性である事件，③監護者わいせつ罪又は監護者性交等罪を適用した事件について，

事案の概要や裁判結果等の報告を受ける方法により、調査を行った（各罪につき、いずれも、未遂罪及び致死傷罪を含む。後記イ（裁判例調査）及びウ（不起訴事件調査）において同じ。）。

改正法の施行日である平成29年7月13日から令和元年12月31日までに報告がなされた事件について、調査結果の概要は、別紙9のとおりである（なお、①につき、いずれの罪名についても、口腔性交及び肛門性交のみを実行行為とする事件はなかった。）。

- b ①につき、強制性交等罪（致死傷罪を除く。）について、公訴事実において実行行為とされた行為類型ごとの内訳は、以下のとおりであり、これらのうち、無罪判決が言い渡された事件はなかった。

公訴事実において実行行為とされた行為	人員
肛門性交のみ	4
口腔性交のみ	91

また、準強制性交等罪（致死傷罪を除く。）について、前記類型ごとの内訳は、以下のとおりであり、これらのうち、無罪判決が言い渡された事件はなかった。

公訴事実において実行行為とされた行為	人員
肛門性交のみ	0
口腔性交のみ	12

強制性交等罪及び準強制性交等罪（いずれも致死傷罪を除く。）に係る有罪判決の量刑は、おおむね以下のとおりである。

- 懲役3年以上4年未満 実刑10名、全部執行猶予18名
- 懲役4年以上5年未満 実刑21名
- 懲役5年以上6年未満 実刑26名

○ 懲役6年以上7年未満 実刑11名

また、強制性交等致死傷罪及び準強制性交等致死傷罪について、前記類型ごとの内訳は、以下のとおりであり、これらのうち、無罪判決が言い渡された事件は1件であった¹⁰。

公訴事実において実行行為とされた行為	人員
肛門性交のみ	0
口腔性交のみ	9

- c ②について¹¹、強制性交等罪（致死傷罪を除く。）を適用して公判請求した事件で、被害者が男性である事件の起訴人員は22名（うち性交1名、肛門性交1名、口腔性交20名）であり、準強制性交等罪（致死傷罪を除く。）を適用して公判請求した事件で、被害者が男性である事件の起訴人員は7名（いずれも口腔性交）であった。

なお、被害者が男性であって、強制性交等致死傷罪又は準強制性交等致死傷罪を適用して公判請求した事件はなかった。

- d ③について、監護者わいせつ罪を適用して公判請求した事件の起訴人員は60名、監護者性交等罪を適用して公判請求した事件の起訴人員は104名であった。

また、被告人が監護者として起訴された事件で、被害者から見た被告人の立場（続柄等）は、実親、養親、親の配偶者、親と内縁関係にある者、その他（祖父、おじ、親の交際相手）であった。

(イ) 改正事項に関するヒアリング等における指摘事項

- a 口腔性交等が強制性交等罪の対象とされたことについて

¹⁰ 無罪事件の内容については、後記イ（裁判例調査）参照。

¹¹ 被害者が男性である事件の多くは、肛門性交又は口腔性交を実行行為とする事件であり、②に該当する事件の多くは、①にも該当することとなる（ただし、例えば、女性が、暴行・脅迫を用いるなどして、男性の陰茎を自己の膣に入れさせる場合は、②に該当するが、①に該当しないこととなる。）。

- 口腔性交の事案で、弁護人は、口腔性交が今までの強姦（膣性交）と同じ量刑なのはおかしいと主張していたが、検察官が、法律上、同じ法定刑とされていることをきちんと主張してくれた例があった。また、口腔性交の被害者で、「こんなに傷ついているけれども、自分の被害はレイプではないんですよ」と言ってきた方に、今の法律ではレイプだと説明したところ、「自分の被害をちゃんと分かってもらえた感覚がします」と言っていた。〔第7回・被害者支援に携わる臨床心理士〕
- 口淫の被害の実態は姦淫と変わらないが、改正前は、罪名が強姦ではなく強制わいせつだと、強姦を上回ってはいけないという意識が働くのか、行為態様が悪質でも刑が軽いと感じていた。改正後の量刑に注目したい。〔第2回・弁護士〕
- b 強姦罪（強制性交等罪）の法定刑の下限引上げについて
 - 改正前であれば執行猶予がついていたと思われる事件について、執行猶予がつかなくなった（実刑になるようになった）と感じる。〔第7回・被害者支援に携わる臨床心理士〕
 - 被害者は、加害者が社会で自由に生活していることに恐怖を感じるため、（判決の見通しについて）被害者に説明する際、よほどの事情がない限り執行猶予はつかない、基本的には刑務所に入る、と説明すると、非常に安心してくれる。〔第2回・弁護士〕
- c 監護者わいせつ及び監護者性交等罪の新設について
 - 児童相談所では性虐待の事案として把握されているものが、必ずしも監護者性交等罪として立件されていないように思われ、福祉と司法の現場に意識のギャップがあるのかもしれないと感じる。〔第7回・被害者支援に携わる臨床心理士〕
 - 大阪SACHICOにおいて調べたところでは、平成27年の協同面接（代表者聴取）の通達と、平成29年の刑法改正とを受けて、加害者が監護者である場合における、加害者の逮捕

が増えている（性虐待のうち、監護者である加害者が逮捕されたのは、平成22年から平成26年では7.5パーセントであったのに対し、平成29年は9.7パーセント、平成30年は18パーセントであった。）。〔第13回・ワンストップ支援センター〕

d 非親告罪化について¹²

○ （告訴がなくても起訴できるようになったことで、）加害者側との示談交渉のときに、損害賠償を受ける代わりに被害届を取り下げを求められることが少なくなって、被害者にとって心理的負担が減った。〔第7回・被害者支援に携わる臨床心理士〕

○ 改正前は、被害により、体調が悪化したり会社や学校に行けなくなったりしている中、被害者自身が事件化するかどうかを決めなければならないという事実と直面することで、更に精神不安定になったり、警察や司法に対して不信感を抱いたりすることが多かったため、非親告罪化した点は実務に影響があったと感じる。もっとも、悪質な弁護活動や被害届の取下げを前提とする示談交渉は今でもある。〔第2回・弁護士〕

イ 裁判例調査（別紙10）

近時の強制性交等罪などの適用状況を明らかにするため、平成30年度（平成30年4月から平成31年3月）に第一審判決が言い渡された事件のうち、以下の事件につき、判決書の送付を受けてその内容を精査する方法により、調査を行った。

○ 強制性交等罪、準強制性交等罪又は監護者性交等罪で公判請求され、無罪が言い渡された事件

○ 強制性交等罪又は児童福祉法違反（自己を相手方とする性交等の事案に限る。）で公判請求され、有罪が言い渡された事件のうち、

¹² 非親告罪化された罪の不起訴理由に関する統計は、別紙9の第2を参照。

被告人が被害者との間に身分上又は業務上の関係を有する事件

- 強制性交等罪で公判請求され、有罪が言い渡された事件のうち、被害者が障害を有する事件及び二人以上の者が現場において共同して犯した事件

- 監護者性交等罪で公判請求され、有罪判決が言い渡された事件
調査を行った判決書は、無罪事件 8 件（うち強制性交等罪 4 件、準強制性交等罪 2 件、監護者性交等罪 2 件）、有罪事件 172 件（うち強制性交等罪 45 件、準強制性交等罪 60 件、監護者性交等罪 44 件、児童福祉法違反 23 件）であり、計 180 件である。

調査結果は別紙 10 のとおりであり、以下に概要を示す。

(7) 無罪事件（8 件）

a 強制性交等罪（4 件）

強制性交等罪の無罪判決は 4 件であり（うち 1 件は、強制わいせつ罪の成立が認められて有罪）、その理由の内訳は、

- 性交等の事実が認められないとされたもの 1 件（控訴審係属中）
- 暴行の事実が認められないとされたもの 1 件（確定）
- 被告人が、自己の行為が被害者の反抗を著しく困難にする程度の暴行であることを認識していたと認められないとされたもの 1 件（確定）
- 性交等が未遂に終わった事案で、被告人に性交等に及ぶ意図があったとは認められないとされ、強制わいせつの限度で有罪とされたもの 1 件（確定）

であった（なお、このほかに、暴行の事実が認められず、強制性交等罪の成立は認められなかったが、準強制性交等罪の成立が認められたものが 1 件あった。）。

b 準強制性交等罪（2 件：いずれも上告審係属中）

準強制性交等罪の無罪事件は 2 件であり、その理由の内訳は、

- 被害者が抗拒不能状態にあったと認められなかったもの

1件（控訴審は、抗拒不能状態にあったと認め、一審判決を破棄して有罪の判決を言い渡した。）

- 被告人が、被害者が抗拒不能状態にあることを認識していたと認められなかったもの 1件（控訴審は、被告人が、被害者が抗拒不能状態にあることを認識していたものと認め、一審判決を破棄して有罪の判決を言い渡した。）

であった。

- c 監護者性交等罪（2件：いずれも確定）

監護者性交等罪の無罪判決は2件であり、いずれも、性交等の有無が争点となり（うち1件は、監護者性も争点となった。）、客観的証拠との不整合などを理由として、被害者供述の信用性が否定され、性交等の事実が認められずに無罪となったものであった。

- (イ) 有罪事件（172件）

- a 被告人が被害者との間に身分上又は業務上の関係を有する事件（判決書の罪となるべき事実、犯行に至る経緯や量刑事情に係る事実が記載されている部分に、被告人と被害者との関係性に関する記載がなされているものに限る。）

被告人が被害者との間に身分上又は業務上の関係を有する事件は、強姦性交等罪37件、準強姦性交等罪8件、監護者性交等罪44件、児童福祉法違反23件（計112件）であり、これらについて、被害者から見た被告人の立場は、以下のとおりである¹³。

¹³ 被告人一人に対し、被害者が複数いる場合には、被害者ごとに、被告人が複数の場合は被告人ごとに計上しているため、判決の件数と合計数が一致しない場合がある（以下、「被害者から見た被告人の立場」について同じ。）。

被害者から見た被告人の立場	件数
実父又は養父	58
母親の夫，内縁の夫又は交際相手	19
教師又は指導者	15
雇用主又は勤務先の上司	10
おじ	8
その他	11

以下，強制性交等罪（刑法１７７条前段・後段）及び準強制性交等罪につき，罪名ごとに，被害者から見た被告人の立場の分布を示す。

○ 強制性交等罪（３７件）

強制性交等罪３７件中１４件は，１７７条前段（１３歳以上の者に対し，暴行又は脅迫を用いて性交等をしたもの）が適用されたものであり，これらについて，被害者から見た被告人の立場は，以下のとおりである。

被害者から見た被告人の立場	件数
雇用主又は勤務先の上司	4
実父又は養父	3
おじ	3
母親の内縁の夫又は交際相手	2
その他	2

強制性交等罪３７件中２３件は，１７７条後段（１３歳未満の者に対して性交等をしたもの）が適用されたものであり，これらについて，被害者から見た被告人の立場は，以下のとおりである。

被害者から見た被告人の立場	件数
実父又は養父	12
教師又は指導者	7
おじ	3
その他	5

○ 準強制性交等罪（8件）

準強制性交等罪8件につき、被害者から見た被告人の立場は、以下のとおりである。

被害者から見た被告人の立場	件数
実父又は養父	2
母親の夫又は内縁の夫	2
その他	4

b 被害者が18歳未満の児童である事件（106件）

裁判例調査の調査対象事件のうち、被害者が18歳未満の児童であった件数は、106件であり、その罪名の内訳は、

- ・ 強制性交等罪 30件
- ・ 準強制性交等罪 9件
- ・ 監護者性交等罪 44件
- ・ 児童福祉法違反 23件

であった。

被害者の年齢分布は、以下のとおりである¹⁴。

¹⁴ 被告人一人に対し、被害者が複数いる場合には、被害者ごとに計上しているため、判決の件数と合計数が一致しない場合がある。

	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳
人数	1	1	2	0	1	1	3	9	9	10	18	21	25	14

被害者から見た被告人の立場は、以下のとおりである。

被害者から見た被告人の立場	件数
実父母又は養父	54
母親の夫又は交際相手等	18
教師・指導者	15
おじ	7
勤務先である風俗店等の経営者	5
出会ったばかりの者	4
面識なし	2
その他	10

「出会ったばかりの者」とは、ナンパで知り合った者などであり、「その他」とは、学童保育支援員、警察官、友人、友人の父親、モデル勧誘を行った者などであった。

- c 被害者が障害を有する事件（判決書において被害者の障害に関する指摘がなされている事件に限る。）（8件）

8件のうち、5件は準強制性交等罪、3件は児童福祉法違反であり、その障害の内訳は以下のとおりである。

障害の内容	件数
知的障害	5
精神障害	2
知的障害及び発達障害	1

- (ウ) 準強制性交等罪（60件）

有罪判決において認定された心神喪失又は抗拒不能の原因は、以下のとおりである¹⁵。

心神喪失又は抗拒不能の原因	件数
飲酒による酩酊／飲酒による熟睡	29
薬物の作用／薬物の作用による熟睡	18
行為の意味を誤信／誤信と畏怖・困惑	7
知的障害／知的障害及び加害者との関係性／ 認知症	5
熟睡／熟睡と覚醒後の驚がく・畏怖・困惑	5
継続的な虐待（性的虐待，身体的虐待を含む。）／加害 者との関係性及び継続的な性的虐待	3
畏怖，困惑	1

ウ 不起訴事件調査（別紙 11）

近時の強制性交等罪などの処理状況を明らかにするため、平成30年度（平成30年4月から平成31年3月）に不起訴処分がなされた事件のうち、裁定主文が「嫌疑不十分」又は「嫌疑なし」であり、不起訴処分に係る罪名が強制性交等罪，準強制性交等罪，監護者性交等罪，児童福祉法違反又は青少年保護育成条例違反であるものにつき、各地方検察庁から事件記録の送付を受けてその内容を精査する方法により、調査を行った。

送付を受け、調査を行った事件記録は、計548件（いずれも「嫌疑不十分」。うち強制性交等罪380件，準強制性交等罪85件，監護者性交等罪11件，児童福祉法違反13件，青少年保護育成条例違反59件）である。調査結果は別紙11のとおりである。以下に概要を示す。

¹⁵ 被告人一人に対し、被害者が複数いる場合には、被害者ごとに計上しているため、判決の件数と合計数が一致しない。

(7) 強制性交等罪について、

送付を受けた事件記録のうち、不起訴処分に係る罪名が強制性交等罪であるものは380件あり、そのうち、刑法177条前段の強制性交等罪（13歳以上の者に対し、暴行又は脅迫を用いて性交等をしたもの）であるものが361件、同条後段の強制性交等であるもの（13歳未満の者に対して性交等をしたもの）が19件であった。

- a 不起訴処分に係る罪名が同条前段の強制性交等罪である361件につき、嫌疑不十分と判断した理由として挙げられた犯罪の成立要件等に関するもののうち、主なものは、以下のとおりである（複数該当あり）。なお、「*」は、うち、被害者供述の信用性に疑問が残るとされた件数である。

嫌疑不十分と判断した理由	件数	*
被害者が性交等に同意していた可能性を排斥することができない（a）	180	161
被疑者が、被害者が性交等に同意していると誤信していた可能性を排斥することができない（b）	152	94
暴行・脅迫があったと認めるに足る証拠がない（c）	137	115
暴行・脅迫が被害者の反抗を著しく困難にさせる程度であったと認めるに足る証拠がない（d）	54	28
性交等が行われたと認めるに足る証拠がない	49	45

「暴行・脅迫があったと認めるに足る証拠がない（c）」とされた137件のうち、115件について、被害者供述の信用性に疑問が残るとされた。この115件を除く22件中、19件については、併せて、「被害者が同意していた可能性（a）」又は「被疑者が同意を誤信していた可能性（b）」が嫌疑不十分の理由として挙げられていた。また、「暴行・脅迫が被害者の反

抗を著しく困難にさせる程度であったと認めるに足りる証拠がない（d）」とされた54件のうち、28件について、被害者供述の信用性に疑問が残るとされた。この28件を除く26件中、23件については、併せて、「被害者が同意していた可能性（a）」又は「被疑者が同意を誤信していた可能性（b）」が嫌疑不十分の理由として挙げられていた。

361件のうち、259件について、被害者供述の信用性に疑問が残るとされた。その理由として指摘された主な事項は、以下のとおりである（複数該当あり）。

被害者供述の信用性に疑問が残るとされた理由	件数
他の客観的な証拠等と整合しない	118
被害者の供述する被害時や被害直後の言動等が、被害に遭った者の言動等として不自然	93
虚偽の供述をしているか、又は、記憶の変容により事実と異なる供述をしているなどの可能性がある	86
重要事実について供述に看過し難い変遷がある	45

これらのほか、「被疑者との間で示談が成立したことなどから、被害者から捜査協力が得られず、又は、被害者から十分な供述を得られなかった」ものが70件あった。

b 次に、不起訴処分に係る罪名が同条後段の強制性交等罪である19件につき、嫌疑不十分と判断した理由として挙げられた犯罪の成立要件等に関するもののうち、主なものは、以下のとおりである（複数該当あり）。なお、「*」は、うち、被害者供述の信用性に疑問が残るとされた件数である。

嫌疑不十分と判断した理由	件数	*
性交等が行われたと認めるに足る証拠がない	12	11
犯行の日時・場所を含む具体的事実を特定するに足る証拠がない	7	7
被疑者が、被害者の年齢（13歳未満であること）を認識していたことを認定するに足る証拠がない	5	3
被疑者が不明である	3	3

19件のうち、16件について、被害者供述の信用性に疑問が残るとされた。その理由として指摘された主な事項は、以下のとおりである（複数該当あり）。

被害者供述の信用性に疑問が残るとされた理由	件数
供述があいまいで具体性を欠く	10
重要事実について供述に看過し難い変遷がある	5
虚偽の供述をしているか、又は、記憶の変容により事実と異なる供述をしているなどの可能性がある	3

これらのほか、「被疑者との間で示談が成立したことなどから、被害者から捜査協力が得られず、又は、被害者から十分な供述を得られなかった」ものが6件あった。

(イ) 準強制性交等罪について

送付を受けた事件記録のうち、不起訴処分に係る罪名が準強制性交等罪であるものは85件であり、嫌疑不十分と判断した理由として挙げられた犯罪の成立要件等に関するもののうち、主なものは、以下のとおりである（複数該当あり）。なお、「*」は、うち、被害者供述の信用性に疑問が残るとされた件数である。

嫌疑不十分と判断した理由	件数	*
被害者が、心神喪失又は抗拒不能の状態にあったと認めるに足りる証拠がない（a）	48	35
被害者が性交等に同意していた可能性を排斥することができない（b）	32	25
被疑者が、被害者が性交等に同意していると誤信していた可能性を排斥できない、又は、被害者が心神喪失・抗拒不能の状態にあることを認識していなかった可能性を排斥できない（c）	31	22
性交等が行われたと認めるに足りる証拠がない	21	19

「被害者が、心神喪失又は抗拒不能の状態にあったと認めるに足りる証拠がない（a）」とされた48件のうち、35件について、被害者供述の信用性に疑問が残るとされた。この35件を除く13件中、6件については、併せて、「被害者が同意していた可能性（b）」又は「被疑者が同意を誤信又は心神喪失・抗拒不能状態を認識していなかった可能性（c）」が嫌疑不十分の理由として挙げられていた。

85件のうち、71件について、被害者供述の信用性に疑問が残るとされた。その理由として指摘された主な事項は、以下のとおりである（複数該当あり）。

被害者供述の信用性に疑問が残るとされた理由	件数
他の客観的な証拠等と整合しない	36
被害者の供述する被害時や被害直後の言動等が、被害に遭った者の言動等として不自然	22
供述があいまいで具体性を欠く	19
虚偽の供述をしているか、又は、記憶の変容により事実と異なる供述をしているなどの可能性がある	14
重要事実について供述に看過しがたい変遷がある	11

これらのほか、「被疑者との間で示談が成立したことなどから、被害者から捜査協力が得られず、又は、被害者から十分な供述を得られなかった」ものが23件あった。

(ウ) 監護者性交等罪について

送付を受けた事件記録のうち、不起訴処分に係る罪名が監護者性交等罪であるものは11件であり、嫌疑不十分と判断した理由として挙げられた犯罪の成立要件等に関するもののうち、主なものは、以下のとおりである（複数該当あり）。なお、「*」は、うち、被害者供述の信用性に疑問が残るとされた件数である。

嫌疑不十分と判断した理由	件数	*
犯行の日時、場所を含む具体的事実を特定するに足る証拠がない	6	6
性交等が行われたと認めるに足る証拠がない	5	5
被疑者が「現に監護する者」と認めるに足る証拠がない	1	0

11件のうち、9件について、被害者供述の信用性に疑問が残るとされた。その理由として指摘された主な事項は、以下のとおりである（複数該当あり）。

被害者供述の信用性に疑問が残るとされた理由	件数
他の客観的な証拠等と整合しない	4
重要事実について供述に看過し難い変遷がある	3
供述があいまいで具体性を欠く	3

エ 海外法制調査（別紙 12）

アメリカ合衆国（ミシガン州，ニューヨーク州，カリフォルニア州），イギリス，フランス，ドイツ，韓国，フィンランド及びスウェーデンの性犯罪規定を仮訳した¹⁶。

このうち，アメリカ合衆国（ミシガン州，ニューヨーク州），イギリス，フランス，ドイツ，韓国，フィンランド及びスウェーデンの性犯罪の規定の概要をまとめたものが，別紙 12 である。

なお，性犯罪の罰則の規定の仕方や刑事手続は，国によって様々であるため，罰則の要件や法定刑のみをもって，処罰範囲の広狭や刑罰の軽重を単純に比較することはできないが，規定上見受けられる我が国の罰則との差異等を踏まえ，一定の類型ごとに表形式とした。また，別紙 12 は，各国における性犯罪に関する罰則を網羅的に掲載したのではない。

① 暴行・脅迫などを用いるもの又は被害者の不同意など内心に関わることを要件とするもの

我が国の強制性交等罪に相当する犯罪の要件の定め方を見ると，犯罪の成立に一定の手段を必要とする国として，例えば，韓国は「暴行又は脅迫」による場合，フィンランドは「暴力又は暴力を行使する旨の脅迫により強要」した場合，フランスは「暴行，強制，脅迫又は不意打ちによって」実行した場合に処罰するとしている。

¹⁶ 各国の条文の仮訳は，アメリカ合衆国（ミシガン州，ニューヨーク州，カリフォルニア州），イギリス，フランス，ドイツ，韓国については，平成 31 年 3 月時点（第 6 回実態調査ワーキンググループの資料として掲載），フィンランド及びスウェーデンについては，令和元年 12 月時点（第 14 回実態調査ワーキンググループの資料として掲載予定）。

これに対し、例えば、イギリスは「（被害者が）性交等に同意していないこと」、ドイツは「（被害者の）認識可能な意思に反して」性的行為を行ったこと、スウェーデンは「自発的に参加していない場合」を犯罪成立の要件としている。

② 心神喪失・抗拒不能などを要件とするもの

我が国の準強制性交等罪に相当する犯罪の要件の定め方を見ると、我が国と同様の規定を置く国として、韓国は、「人の心神喪失又は抗拒不能の状態を利用」した場合を処罰するとしている（身体的又は精神的な障害がある人に対して強姦の罪を犯したときは、刑が加重される。）。

また、例えば、イギリスは、精神障害が原因で拒絶できない者と性的活動を行う罪、精神障害者を誘引、脅迫又は欺罔して性的活動を行う罪を規定し、ミシガン州は、「行為者が被害者が（精神的）心神喪失者、（物理的）心神喪失者若しくは身体無能力である者であることを知り、又は知るべき理由があること」を犯罪成立要件の一つとして規定している。ドイツは、「反対意思を形成し又は表明することができない状態を利用」、「身体的又は精神的な状態に基づき、意思の形成又は表明が著しく限定されている状況を利用」して性的行為をした場合を処罰するとしている。フランスは、①において記載したとおり、「暴行、強制、脅迫又は不意打ち」により性的挿入行為を行った者を処罰するとし、「年齢、疾病、身体障害、身体的若しくは精神的な欠陥又は妊娠によって著しく脆弱な状態にあることが明白である者又は犯人がそれと認識している者に対して実行したとき」については、そうでない場合より重い法定刑が定められている。フィンランドは、「意識がない状態、疾病、障害、畏怖状態又はその他の無力な状態にあるために、被害者が自己防衛又は意思の形成・表明をすることができないことに乗じて」性交をした場合と規定している。

③ 被害者の脆弱性、若年であること、地位・関係性に着目した要件

が定められているもの

我が国では、18歳未満の者に対し、その者を監護する者であることによる影響力があることに乗じて性交等をした場合を処罰することとしているほか、18歳未満の児童に淫行をさせた場合、18歳未満の者と淫行した場合を処罰することとしている。

〈被害者が若年者であることに着目したもの〉

諸外国においては、(ア)被害者が一定の年齢未満であることに加えて、加害者が被害者に対して一定の地位や権限を有していること（例えば、一定の親族であることや教育機関で教育をしていることなど）を要件としている規定（ミシガン州、イギリス、フランス、ドイツ、韓国、フィンランド、スウェーデン）があるほか、(イ)被害者が一定の年齢未満であり、かつ、加害者が一定の年齢以上であることを要件（の一つ）としている規定（イギリス、フランス）がある。

〈被害者の脆弱性や加害者の地位・関係性に着目したもの〉

また、諸外国においては、被害者の年齢に関わらず、被害者が障害を有しており、加害者が被害者を誘引・脅迫・欺罔して性交等について同意を得たことを要件とする規定（イギリス）や、加害者が被害者に対して一定の地位や権限を有していること（矯正施設の職員と被収容者、精神保健施設の従業員と入院患者等）を要件としている規定（ニューヨーク州、イギリス、フランス、ドイツ、韓国、フィンランド）がある。

④ いわゆる性交同意年齢

我が国では、13歳未満の者に対する性交等が、暴行・脅迫を用いなくても、又は、心神喪失・抗拒不能に乗じるなどしなくても、強姦性交等罪・準強姦性交等罪と同等に扱われる（法定刑は、懲役5年以上）一方、13歳以上の者については、同意があればこれらの罪が成立しないこととされており、その年齢が、いわゆる「性交同意年齢」と呼ばれている。

諸外国において、これと同様の意味を持つ年齢を比較するため、「一定の年齢未満の被害者との性交自体を犯罪とし、かつ、その法定刑が、前記①又は②の類型と同じかそれ以上である場合における、その年齢」を比較すると、ミシガン州は13歳（①の類型より重い法定刑：無期又は有期拘禁刑）又は16歳（①の類型と同じ法定刑：15年以下の拘禁刑）、イギリスは13歳（①の類型と同じ法定刑：最高で終身刑）、スウェーデンは15歳（①の類型と同じ法定刑：2年以上6年以下の拘禁刑）などとしている。

オ その他調査

(7) 目白大学人間学部心理カウンセリング学科専任講師齋藤梓氏及びオックスフォード大学医療人類学研究室リサーチフェロー大竹裕子氏による「性暴力の被害経験に関する質的調査報告」¹⁷

本研究は、「望まない性交」を経験した女性31名（当事者団体、支援機関、調査研究用ウェブサイト等を通じたリクルートによる。）に対し、インタビューを実施し、望まない性交の当事者である女性の視点から見た「不同意性交」がどのようなプロセスで発生するか、なぜ女性たちがそれを性暴力として認識できないのかなどを検討したものである。

対象者31名の計41件の被害のうち、未成年の時の被害は22件であり、そのうち、13歳未満の時の被害は8件であった。

被害者から見た加害者の属性は、

- | | |
|--------------------|-----|
| ○ 顔見知り（友人・先輩等） | 15件 |
| ○ 見知らぬ人（元々の知人ではない） | 11件 |
| ○ （元）パートナー | 5件 |

¹⁷ 第7回実態調査ワーキンググループ（令和元年5月24日）

http://www.moj.go.jp/hisho/saihanboushi/hisho04_00019.html

なお、本研究の内容については、「当事者にとっての性交「同意」とは：性暴力被害当事者の視点から望まない性交が発生するプロセスをとらえる」（北海道大学公共政策大学院、年報公共政策学13, 185-205(2019)）にもまとめられている。

https://eprints.lib.hokudai.ac.jp/dspace/bitstream/2115/74441/1/13-12_Ronbun_Saito.pdf

- 父親・養父・母の恋人 5件
- 上司 3件
- きょうだい 2件

であった。

不同意性交の型(性暴力が発生するプロセス(メインのもののみ))

は、

- 奇襲型 9件
- 飲酒・薬物使用を伴う型 6件
- 家庭内性暴力型 7件
- エントラップメント型 19件

であった。

このうち、エントラップメント型とは、日常会話を通じ、相手方に対して、自分の価値を高めて権威付ける言動をしたり、相手方をおとしめる言葉を使って弱体化させたりして、逃げ道をふさぎ、性的な話題にすり替えて性交を強要するといったものである。もともと加害者の地位が高かったり、加害者への好意があったりすることは、エントラップメント型の促進要因となるほか、女性の従順さをよしとし、人間関係で波風を立てるべきではないといった文化規範も、促進要因となり得る。上下関係がある場合における性被害発生プロセスに関連する社会規範としては、職場での規範意識やジェンダーの規範意識が挙げられると思われる。また、地位・関係性を利用した性被害には予兆的行動が見られるので、性加害の瞬間のみならず、その前からの関係性が重要であったことが分かる。

(イ) 性暴力救援センター・大阪SACHICOによる統計¹⁸

「SACHICO」の取りまとめによれば、平成22年4月から平成31年3月までの初診者2,130名の年齢分布は、

¹⁸ 第13回実態調査ワーキンググループ(令和2年3月3日)
http://www.moj.go.jp/hisho/saihanboushi/hisho04_00030.html

- 19歳以下 1, 285名 (60%)
- 20～29歳 476名 (23%)
- 30～39歳 230名 (11%)

などであった。

また、平成30年度の初診者339名につき、被害態様別の分布を見ると、

- 他人からの被害 168名
- 性虐待（家族からの被害） 89名
- DV（パートナーからの被害） 28名

などであった。

被害者の年齢と被害態様の類型については、未就学児及び小中学生では、家族からの被害が多く、中学生・高校生では、家族からの被害とともに、他人からの被害も多い。

(ウ) 性暴力救援センター日赤なごやなごみによる統計¹⁹

「なごやなごみ」の取りまとめによれば、平成28年1月5日から令和元年12月31日までの新規受付実人数中、面談相談実人数（新規来所者）474名の年齢分布は、

- 10歳未満 22名
- 10歳代 152名
- 20歳代 166名
- 30歳代 61名

などであり、20歳代までの被害が71.7%（18歳未満の被害は124名であり、全体の26.2%）を占めている。

新規来所者474名につき、被害者から見た加害者の立場を見ると、

- 知人 56%
- 親族 27%
- 見知らぬ人 12%

¹⁹ 前注と同じ。

などであった。

18歳未満の新規来所者124名につき、被害者から見た加害者の立場を見ると、

- 知人 59名(47.6%)
 - 親族(父親, 兄, おじ, 祖父, 従兄を含む。) 33名(26.6%)
 - 見知らぬ人 11名(8.9%)
 - 権威ある人(コーチ, 保育士, 教師など) 7名(5.6%)
- などであった。

(I) 東洋大学社会学部助教岩田千亜紀氏及び特定非営利活動法人しあわせなみだ中野宏美氏による「発達障害者への性暴力の実態に関する調査」²⁰

本調査は、平成30年3月、発達障害当事者の居場所である東京都新宿区にあるカフェ内に調査票を設置し、希望者に回答してもらう方法で実施し、32名の回答を得たものである。さらに、同カフェにおけるイベントの一環としてグループインタビューを実施するとともに、個別インタビューを実施している。なお、調査対象者は、発達障害と診断済みの者のほか、発達障害傾向にあると言われたものの診断名がついていない者(男女)を含む。

回答者32名のうち、性暴力(望まない人(「望まない人」には、他人だけでなく、友人、家族、親せき、夫、パートナーなど、顔見知りの人も含む。)に性的な部位を触られる(痴漢等)、キスされる、セックスされる、裸や性器を撮影される等の、本人が望まなかった性的な出来事)被害を「一度でも受けたことがある」と回答した者は23名(71.9%)、「ない」と回答した者は9名(28.1%)で

²⁰ 東洋大学社会学部紀要 56 巻 2 号 23 頁 (2019 年 (令和元年) 3 月)
第 9 回実態調査ワーキンググループ (令和元年 9 月 24 日)
http://www.moj.go.jp/hisho/saihanboushi/hisho04_00023.html

あった。

性暴力被害を一度でも受けたことがあると回答した23名のうち、11名(47.8%)は、複数の性暴力被害を経験していた。

性暴力被害に遭った要因として、インタビュー調査からは、「言われたことを信じる」「自己肯定感が低い」「孤独・孤立(しやすい)」などの発達障害の特性が関係していることが示唆され、さらに、発達障害の女性の場合は、「女の子なんだから人には親切にしろ」などの「ジェンダー規範に従わないといけないと感じる」傾向が高いため、嫌だと思っても嫌と言えずに性暴力被害を回避できない場合があったとされている。

(オ) 東洋大学社会学部助教岩田千亜紀氏による「海外における障害者への性暴力被害の状況【概要】」²¹

「障害者へのDVなどの暴力についての国際的な動向と課題：文献レビュー」によれば、

- ① 健常者よりも障害者では性暴力被害の割合が高い
- ② 障害者への性暴力被害においては、長期間、複数回にわたる被害が多い
- ③ 性暴力被害の多くは自宅で発生している
- ④ 性暴力は、被害者の心身に甚大な影響を与える
- ⑤ 障害者は性暴力被害から逃れることが困難である
- ⑥ 性暴力被害を受けた障害者は、支援を求めることが困難であるとされ、障害者の置かれた状況に配慮した支援体制を講じることが必要であるとされている。

(カ) 平成30年9月内閣府男女共同参画局による「若年層における性的な暴力に係る相談・支援の在り方に関する調査研究事業」報告書²²

²¹ 東洋大学社会学部紀要 55 卷 1 号 43 頁 (2017 年 (平成 29 年))
第 9 回実態調査ワーキンググループ (令和元年 9 月 24 日)
http://www.moj.go.jp/hisho/saihanboushi/hisho04_00023.html

²² 内閣府男女共同参画局「若年層における性的な暴力に係る相談・支援の在り方に関する調

本調査は、平成29年8月から平成30年3月までの間に、若年層における性暴力に関する相談・支援を行っている民間の17団体（相談機関・保護施設、ワンストップ支援センター、いわゆるアダルトビデオ出演強要被害者等支援団体、教育の場等における性暴力被害者支援団体、その他）の協力を得て行われた調査である。

若年者における性暴力（被害時の年齢が30歳未満である性交、性交類似行為、わいせつ行為、（性的な行為や姿態の）画像・動画・音声の記録、児童買春、その他）について、支援団体に対し、調査票を用いた事例調査を依頼した結果、14団体が選定した構成事例を含む特徴的な事例268件のうち、被害者（相談者）の障害の有無について回答があった事例127件について、障害「あり」と見受けられる事例が70件、「なし」が57件であった。

なお、被害の前から障害があったのか、被害の影響によって障害「あり」と見受けられる状態となったかについては、回答のあった調査票からは把握できなかった。

併せて実施された支援団体へのヒアリング調査も踏まえ、同報告書においては、性暴力被害の背景要因のひとつとして、「障害」が掲げられ、「知的障害、発達障害の影響により、被害を「被害」と認識することが難しいこと等から、繰り返し性暴力を受けたり、性風俗において経済的性的に搾取されたりする場合もあることが報告された。また、たとえ医療機関や福祉サービス等につながっていたとしても、被害者本人が、被害を明確に認識し、支援者等に適切に伝えることが難しいこと等から、被害が潜在化し、再被害の防止に向けた適切な支援につながりにくい状況にあることが報告された。」とされている。

(4) ヒアリング等において指摘された課題

ア 暴行・脅迫要件、不同意性交、地位・関係性利用に関連する事項（児

童の被害については、後記ウ)

○ 平成23年度の内閣府の調査でも、面識があった人からの被害は面識なしの4.5倍近い割合となっている²³。面識がある場合、加害者はその地位や関係性を利用して犯罪に及ぶので、全てというわけではないが、暴行や脅迫を用いる必要がないのが実態ではないかと思われる。このような場合、加害者は、暴行・脅迫はしていないと正当化し、現行法では、暴行・脅迫があったと認定されなければ犯罪として認められない現状があり、実態と法律とが乖離しているのではないかと思う。

〔第10回・被害当事者〕

○ 被害直後から現在まで、加害者の家について行き、お酒を飲んだ自分が悪いという自責の念を持っている。支援してくれる人から、決してそうではないと言われたが、「女性が男性の家に入ったらセックスしてもいいサイン」という社会通念が根強くあると思う。お酒絡みの事件や加害者の自宅が被害現場だと、二次被害が起こってしまう。家について行ったからといって性行為に同意しているわけではないということや、性的同意がない性行為はレイプだということを法律で定めることが重要だと思う。〔前同〕

○ 社会生活における上下関係がある場合には、地位・関係性を利用し、また、社会的には対等でも、不平等・非対等の関係性を作り出し、不同意の性交に追い込む場合があり、いわば「社会的抗拒不能」とでもいうべき状況がある²⁴。〔第7回・トラウマに関する国際保健政策学の専門家〕

○ 明確に同意性交といえるものと、明確に不同意性交といえるものは

²³ 内閣府男女共同参画局「男女間における暴力に関する調査（平成23年度）」では、女性に対し、これまでに異性から無理やりに性交されたことがあるかを尋ね、あったと回答した134人に加害者との面識の有無を聞いたところ、「よく知っている」「顔見知り程度の人」を合計した「面識があった」が76.9%となっており、「まったく知らない人」が17.2%となっている。

http://www.gender.go.jp/policy/no_violence/e-vaw/chousa/h24_boryoku_cyousa.html

²⁴ 望まない性交が起こるプロセスについては、前記(3)オ「その他調査」(7)「性暴力の被害経験に関する質的調査報告」参照。

あるが、その間が非常に曖昧で、どのように分けるかという境目が難しい。何らかの形での意思決定や意思確認があれば、明確な同意があったといえるが、それがなければ全て不同意かという、そうでもないように思われ、微妙な問題である。〔前同〕

イ 心神喪失・抗拒不能要件に関連する事項

- いわゆるレイプドラッグや大量の飲酒による被害では、被害者の落ち度が問題視されたり、同意があったとみなされたりして、被害届が受理されず、又は、不起訴になる場合があるので、不適切な薬物等の使用を準強制性交等罪に明記するべきである。〔第3回・ワンストップ支援センター〕
- 障害者については、性的部位への接触を伴う介助が必要な場合があること、自己肯定感の低さから相手方の要求を拒否することが難しい場合があること、交友関係が限られており学びの機会が少ないことなどから、そうした状況や特性を利用して被害に遭いやすいという実態がある。また、被害の時点では障害があることが分かっていなかったが、調べてみたら障害があったということも多い。これらを踏まえ、障害者の特性に配慮した規定を設けることが必要であり、障害の重さや行為者と障害者との関係性などによって、処罰の要件を定めることも考えられる。〔第9回・啓発活動団体等〕

ウ 児童の被害の実態に関する事項

〈未成年者に対する被害の傾向等について〉

- 小学校低学年の被害の場合、加害者は、教師、中学生、年長の小学生、スポーツクラブ講師、学習塾講師など、年長で、かつ、地域の中で出会う機会が多い男性であることが多い。〔第3回・ワンストップ支援センター〕
- 文部科学省の調査では、平成30年度にわいせつ行為等に係る懲戒処分等を受けた教育職員は282名であり、相手方の属性を見ると、自校の児童・生徒・卒業生が半分近くを占める。もっとも、処分を受けた者の人数と被害件数が合致するものではないため、被害

の件数がその半分であるとはいえない。〔第12回・ジェンダー法学の専門家〕

- インターネットの普及に伴う新たな類型の性犯罪・性暴力が現れて、子どもの被害自体が増えているように思われるし、子どもに対する教育の成果が上がって被害が顕在化してきた面もあるように思われる。〔前同〕

〈被害実態やその影響について〉

- 性教育もまともに受けていない13歳のとき、中学生は「大人」なのでセックスくらいするものだろうというぼんやりした考えから、32歳の男性に丸め込まれて同意をして、セックスをしたが、その後、性依存症の状態になり、13歳のときの性行為は性暴力ではないかと最近気付いた。性交同意年齢は、身体的に性行為が可能になったときではなく、（それが何歳かは難しいが、）同意を適切に判断できる年齢まで引き上げる必要がある。〔第10回・被害当事者〕
- 小学生のときに目上の顔見知りから被害に遭ったが、被害の記憶が思い出されたのは学生時代だった。司法に頼れない理由としては、公訴時効もあるし、地域のコミュニティー内での被害だったため、コミュニティーが壊れることに対する強い恐怖心が今でもある。〔前同〕
- 見ず知らずの人からの被害は10代に多く、長期にわたり重複して被害を受けている場合もあるなど、被害は深刻であるが、警察で何を聞かれるか分からないから怖いなどといった理由から、警察に行くことを拒否する人が多い。被害者の中には「自分は大丈夫だから」と言う人もいるが、これは被害直後の急性期症状としての「回避」であることが多く、このような場合には精神科を受診させるにも困難を伴う。支援を行う者の実感として、性交同意年齢が13歳というのは被害実態からずれがあると感じており、学校における適切な安全教育や性予防教育がなされておらず、15～19歳の若年

女性が搾取される社会的状況からすれば、最低でも16歳に引き上げるのが適当である。〔第3回・ワンストップ支援センター〕

エ 男性・LGBTQの被害者に関する事項

- 刑法改正により、強制性交等の態様として、肛門性交・口腔性交が加わったことを機に、男性やLGBTQの方の被害が認知され、被害相談がしやすくなってきた結果、男性やLGBTQの方の被害が顕在化してきていると感じている。〔第13回・ワンストップ支援センター〕
- 諸外国の調査を見ると、男性の被害は、女性の被害の10分の1程度と言われており、我が国の改正法の適用状況を見ると、まだ少ないので、これから更に顕在化してくると思われる。〔第8回・被害者支援に携わる精神科医〕

オ 配偶者間などにおける性犯罪に関する事項

- パートナーからの性被害（DV）の特徴として、当事者（加害者・被害者）双方も、社会も、「夫婦間の性交は当たり前で同意は要らない」と思っている場合があり、被害が繰り返され、長期間継続することが多く、周囲に相談しづらい、取り合ってもらえないという現状がある。〔第13回・ワンストップ支援センター〕
- DV被害者による相談では、妊娠してからワンストップ支援センターに来所するケースが半数近くおり、母体保護法上、人工妊娠中絶には配偶者の同意が必要とされているが、シェルター等に避難していて離婚の話合いが進まない場合など配偶者の同意を得るのは難しいことも多く、本人の意思決定で妊娠継続や中絶を可能とする法整備が必要である。〔前同〕

カ 被害状況の撮影に関する事項

(7) 現行法の規定

現行法上、裸体を撮影するなどの行為は、その撮影対象・部位、方法、撮影場所等により、強制わいせつ罪、都道府県の迷惑防止条例違反、児童ポルノ製造罪（児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律違反）に該当する場合がある。

前記裁判例調査（別紙１０）により収集した有罪判決１７２件のうち、判決書上、被告人又は共犯者により犯行状況等の撮影が行われたことが明らかである事件は、４３件であった。

この４３件の罪名は、

- 強制性交等罪 １４件
- 準強制性交等罪 １７件
- 監護者性交等罪 ４件
- 児童福祉法違反 ８件

であり、４３件のうち２３件については、当該撮影行為につき児童ポルノ製造罪で起訴され、有罪となっていた。

(イ) ヒアリング等における指摘事項

- いわゆるレイプドラッグによる被害では、被害者は意識を失い、目が覚めたら被害に遭っていることが多いが、被害中に盗撮される場合もあり、その画像を消去させることは難しい。〔第３回・ワンストップ支援センター〕

3 刑事訴訟手続に関連する事項

(1) 改正法の附帯決議及びその対応

ア 改正法の附帯決議

前記第1のとおり、平成29年改正に当たっては、衆参両議院の法務委員会において、附帯決議が付され、刑事手続の運用に関することとして、以下の事項が盛り込まれた。

- 刑法第176条及び第177条における「暴行又は脅迫」並びに刑法第178条における「抗拒不能」の認定について、被害者と相手方との関係性や被害者の心理をより一層適切に踏まえてなされる必要があるとの指摘がなされていることに鑑み、これらに関連する心理学的・精神医学的知見等について調査研究を推進するとともに、司法警察職員、検察官及び裁判官に対して、性犯罪に直面した被害者の心理等についてこれらの知見を踏まえた研修を行うこと（衆議院法務委員会附帯決議第2項。参議院法務委員会附帯決議第2項に同旨）。
- 性犯罪に係る刑事事件の捜査及び公判の過程においては、被害者のプライバシー、生活の平穩その他の権利利益に十分配慮し、偏見に基づく不当な取扱いを受けないようにするとともに、二次被害の防止に努めること。また、被害の実態を十分に踏まえた適切な証拠保全を図ること（参議院法務委員会附帯決議第3項。衆議院法務委員会附帯決議第3項に同旨。）。
- 強制性交等罪が被害者の性別を問わないものとなったことを踏まえ、被害の相談、捜査、公判のあらゆる過程において、被害者となり得る男性や性的マイノリティに対して偏見に基づく不当な取扱いをしないことを、関係機関等に対する研修等を通じて徹底させるよう努めること（参議院法務委員会附帯決議第4項）。
- 起訴・不起訴等の処分を行うに当たっては、被害者の心情に配慮するとともに、必要に応じ、処分の理由等について丁寧な説明に努めること（参議院法務委員会附帯決議第5項。衆議院法務委員会附帯決議第3項に同旨。）。

イ 検察における研修等

検察においては、これらの附帯決議等を踏まえ、各種研修を実施している。

性犯罪に直面した被害者の心理については、

- 経験年数等に応じた検察官に対する各種研修において、検察官が性犯罪の被害者の心理等を適切に踏まえた事実認定ができるよう、性犯罪に直面した被害者の心理に精通した臨床心理士や精神科医による講義等を実施
- 令和元年9月には、捜査・公判の豊富な経験を有する検察官を対象に、性犯罪被害者の心理等をテーマとした研修を実施し、精神科医、産婦人科医等による講義のほか、事例研究等を実施（前記1(3)に記載した、被害者の心理に関する心理学的・精神医学的知見に関する研究結果の講義を含む。）
- 地方検察庁や高等検察庁においても、各庁の実情に応じて、性犯罪に直面した被害者の心理に関する勉強会や講義を実施するなどしている。

また、検察官に対して実施している研修においては、性的指向や性自認の概念、性的マイノリティに対する偏見・差別によって苦しんでいる方々がいること、そのような偏見・差別をなくし、理解を深めることが必要であることについて講義を実施していることに加え、被害者等の年齢、障害等の特性を把握し、それぞれの特性に応じた捜査・公判活動を行うよう指導しているほか、障害者権利条約を含めた講義、精神科医による精神障害や発達障害に関する講義を実施するなどしている。

ウ 研修に関してヒアリング等において指摘された事項

- 刑法改正後、被害者の声をよく聞いてくれる警察官、検察官が増えたと感じるが、それが認知件数や被害届の受理などにつながっているとまではいえないように思える。捜査機関が被害者から聴取を行う際、被害者の被害時の対処行動について、被害者に寄り添いながら聴いてくれれば、捜査がもう少し前向きに進むと思う。海外では、警察官の

事情聴取のトレーニングにスーパーバイザーがつくとのことであり、日本でも、そのような研修を行うことで、被害者の側に立った対応、捜査が可能になると思う。〔第3回・ワンストップ支援センター〕

- その事件を起訴するか、どのような求刑をするかは「検事次第」という気もしており、頑張ってもらいたい。〔第2回・弁護士〕

(2) 被害者の刑事手続への関与や被害者等の保護に関する制度等²⁵

ア 各種制度

(7) 被害者参加制度

一定の犯罪に係る事件の被害者等は、裁判所の決定により、被害者参加人として刑事裁判に参加し、公判期日に出席できるほか、検察官の訴訟活動に意見を述べること、情状事項に関して証人を尋問すること、自らの意見陳述のために被告人に質問すること、事実・法律適用に関して意見を述べることなどができる（刑事訴訟法316条の33以下）。

平成30年に被害者参加の申出があった終局人員のうち、それぞれの被害者参加制度（証人尋問、被告人質問、事実・法律適用に関する意見陳述等）において、被害者参加が許された被害者等の数（延べ人員）は、通常第一審で1,485人であり、そのうち363人が、裁判員の参加する合議体において審理及び裁判された事件におけるものであった（性犯罪以外の事件におけるものを含む。）。

(イ) 心情に関する意見陳述

被害者等は、公判期日において、被害に関する心情その他の被告事件に関する意見を陳述し、又は、これに代え意見を記載した書面を提出することができる（刑事訴訟法292条の2）。

平成30年に、高等裁判所、地方裁判所及び簡易裁判所において、心情に関する意見陳述をした被害者等の数（延べ人員）は1,169

²⁵ 各制度が利用されるなどした件数は、いずれも、令和元年版犯罪白書（法務総合研究所）による。

人であり、意見陳述に代えた書面の提出をした被害者等の数（延べ人員）は546人であった（いずれも性犯罪以外の事件におけるものを含む。）。

(ウ) 損害賠償命令制度

損害賠償命令制度は、一定の重大犯罪について、被害者等が刑事事件の係属している裁判所に損害賠償命令の申立てを行い、裁判所が有罪判決の言渡しを行った後に引き続き審理を行い、刑事裁判の訴訟記録を取り調べるなどして申立てに対する決定を行う制度である（犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律23条）。

平成30年に、地方裁判所において、被害者等からの損害賠償命令の申立てを受けた事件（性犯罪以外の事件を含む。）の終局件数は、309件であった。

(I) 被害者特定事項秘匿

裁判所は、性犯罪などの一定の事件について、氏名及び住所など被害者を特定させることとなる事項を公開の法廷で明らかにしない旨の決定をすることができる（刑事訴訟法290条の2）。

平成30年に終局した事件（性犯罪以外の事件を含む。）のうち、高等裁判所、地方裁判所及び簡易裁判所において被害者特定事項秘匿決定がなされた被害者等の数（延べ人員）は、3,846人であった。

(オ) 証人への付添い

被害者などが証人として法廷で証言する場合などにおいて、証人の年齢、心身の状態その他の事情を考慮し、証人が不安や緊張を覚えるおそれがあるときは、一定の要件の下、証人が証言している間、適当と認める者（例えば、家族や心理カウンセラーなど）が証人のそばに付き添うことができる（同法157条の4）。

平成30年に、高等裁判所、地方裁判所及び簡易裁判所において付添いがなされた被害者等の数（延べ人員）は、144人であった（性犯罪以外の事件におけるものを含む。）。

(カ) 証人尋問の際の遮蔽

被害者などが証人として法廷で証言する場合などにおいて、犯罪の性質、証人の年齢、心身の状態、被告人との関係その他の事情により、証人が不安や緊張を覚えるおそれがあるときは、一定の要件の下、証人と被告人との間、証人と傍聴人との間に、相手が認識できないようにする遮蔽の措置を採ることができる（同法157条の5）。

平成30年に、高等裁判所、地方裁判所及び簡易裁判所において遮蔽がなされた被害者等の数（延べ人員）は、1,461人であった（性犯罪以外の事件におけるものを含む。）。

(キ) ビデオリンク方式による証人尋問

裁判所は、性犯罪などの一定の事件の被害者等を証人として尋問する場合において、証人を別室に在席させ、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話する方法（ビデオリンク方式）により、尋問をすることができる（同法157条の6）。

平成30年に、高等裁判所、地方裁判所及び簡易裁判所においてビデオリンク方式による証人尋問がなされた被害者等の数（延べ人員）は、302人であった（性犯罪以外の事件におけるものを含む。）。

(ク) 証人等の氏名・住居の開示に係る措置

検察官が被告人又は弁護人に対し、証人等（被害者を含む。）の氏名・住居を開示する場合及び証拠書類等の閲覧をさせる場合において、証人等の身体又は財産に対する加害行為等のおそれがあるときは、被告人の防御に実質的な不利益を生ずるおそれがある場合を除き、検察官が弁護人に氏名等を開示した上で、これを被告人に知らせない旨の条件を付することができる、特に必要があるときは、弁護人にも開示せず、代替的な呼称等を知らせることができる（同法299条の4）。

(ケ) 被害者等通知制度

被害者等が希望する場合には、検察官は、事件の処理結果、公判期日、裁判結果、懲役又は禁錮刑の執行終了予定時期、受刑中の刑事施設における処遇状況に関する事項、仮釈放又は刑の執行終了による釈

放に関する事項等及び刑の執行猶予の取消しに関する事項等について、地方更生保護委員会は、仮釈放審理の開始・結果に関する事項について、保護観察所の長は、保護観察の開始・処遇状況・終了に関する事項について、被害者等に対し通知を行っている。

平成30年に通知がなされた件数は、事件処理結果については55,841件、公判期日については22,276件、裁判結果については39,245件、刑の執行終了予定時期については16,619件、刑事施設における処遇状況については18,715件、保護観察状況については6,597件であった（いずれも延べ件数であり、性犯罪以外の事件を含む。）。

イ 刑事手続の運用等に関してヒアリング等において指摘された事項

(7) 事実認定に関する事項

- 性犯罪の被害に遭った場合の被害者の態度についての調査では、外形上明確な行動（殴る、蹴る、騒ぐなど）をとる人より、消極的な抵抗行動（泣く、避ける、懇願する、説得する）をとる人の方が多く、また、積極的な行動を何もとらない人も一定程度いる。しかし、消極的な抵抗が、抵抗として認識されていなかったり、全く無動であるのに抗拒不能と認定されなかったりすることが問題である。〔第8回・被害者支援に携わる精神科医〕
- 被害時に体が動かなくなる「フリーズ」などと言われる症状があるが、最近の研究で、「T I（トニック・イモビリティ、擬死反応）」という、避けることのできない危険に対する意思とは無関係の反応がある。研究途上であり、また、被害者全員に起こることではないが、性犯罪被害者にT Iが起きていると考えたと説明がつく場合があるように思われる。恐怖や驚愕に対する反応、感情の麻痺、自責感、長期にわたる虐待の影響など、被害者に生じる様々な症状や心理状態を理解する必要がある。〔前同〕

(i) 捜査・公判手続に関する事項

〈捜査・公判手続等に関する事項〉

- 薬物や飲酒による被害が疑われる場合においては、被害者の採尿や採血の早期実施を徹底すべきである。〔第3回・ワンストップ支援センター〕
- 代理人弁護士をつけて、被害者参加をして在廷し、心情に関する意見陳述をした。被告人に対し、思っていることや言いたいことを直接言えて、すっきりした。〔第4回・被害当事者〕
- 被害者は、加害者が身柄拘束されているという安心感を持っているため、保釈申請があった場合には、検察官は、すぐに被害者側に連絡してほしい。被害者から裁判所には意見が言えなくても、被害者側から検察官に報告書を出して、検察官の意見と一緒に裁判所に出してもらうこともできる。〔第2回・弁護士〕
- 被告人の保釈中の制限住居は遠方であったが、公判の前々日くらいに上京していたようで、偶然、路線バス内で会い、驚き、頭が真っ白になった。その後も不安感があり、なぜ被害者家族である我々がこのような思いをしながら日々生活しなければならないのかと感じた。被告人に住所を知られており、生活圏も重なっているということもあるので、保釈の決定に当たっては、被害者の意見も聴いてほしいと感じた。〔第9回・被害者家族〕
- 特に子どもが証言する場合、二次被害を生じさせないため、例えば、PTSDの治療期間や学校の長期休暇を考慮した期日指定や、ビデオリンク方式の際に証人がいることになる部屋の下見、被告人と同じ椅子に座らせないなど、できる限りの配慮、取組を徹底してほしい。〔第2回・弁護士〕

〈求刑・判決に関する事項〉

- 検察官の求刑が軽いと、「誰が被害者の代わりに闘ってくれるのか」という気持ちを抱く被害者が多いため、そのような被害者の気持ちを酌んでほしい。〔第2回・弁護士〕
- 介助が必要な娘が施設職員から準強制わいせつの被害に遭った事件について、量刑相場ありきで、有利な事情として挙げられて

いたことがとってつけたようにしか見えなかったし、被害者家族が意見陳述で述べたことが判決では一言も拾われておらず、判決が「コピペ」であると感じた。〔第9回・被害者家族〕

(ウ) その他の事項

- 被告人が保護観察付執行猶予の判決となり、被害者等通知制度による通知を受けているが、何月に保護観察官や保護司との面接が何回、としか書かれておらず、面接内容などが知りたいという希望に合っていないので、被害者の心情に寄り添ったものにしてほしい(詳しく知りたい場合の訪問先の案内があったが、仕事や生活もあるので断念した。)。〔第9回・被害者家族〕

(3) 公訴時効制度

ア 現行法の規定及び制度趣旨等

公訴時効は、公訴権を消滅させるものであり、その制度趣旨は、時の経過に応じて公訴権を制限する訴訟法規を通じて処罰の必要性和法的安定性の調和を図ることにあるとされている。

現行法上の公訴時効期間は、犯罪行為が終わったときから進行し、強制性交等罪、準強制性交等罪及び監護者性交等罪は10年、強制わいせつ罪、準強制わいせつ罪及び監護者わいせつ罪は7年、これらの罪の致傷の罪は15年、致死の罪は30年とされている(刑事訴訟法250条)。

イ 海外法制調査

ドイツでは、性的侵害、性的強要、強姦の公訴時効期間は、態様等により、5年、10年又は20年であるが、被害者が満30歳になるまで時効の進行は停止する。フランスは、強姦の公訴時効期間は20年、強姦以外の性的攻撃は6年であるが、被害者が未成年者であるときは、被害者が成年(18歳)に達したときから進行を開始し、公訴時効期間は、強姦で30年、強姦以外の性的攻撃で10年である。イギリスは、正式裁判については公訴時効制度がない。

ウ その他調査

- (ア) 目白大学人間学部心理カウンセリング学科専任講師齋藤梓氏及びオ

ックスフォード大学医療人類学研究室リサーチフェロー大竹裕子氏による「性暴力の被害経験に関する質的調査報告」²⁶

前記2(3)オ(7)のとおり、「望まない性交」を経験した女性31名にインタビューを実施したところ、被害認識形成までの期間は、

- 被害直後（1日以内） 6件
- 1年以内 8件
- 5年以内 9件
- 10年以内 4件
- 10年以上 9件
- 被害だと思いきれない 4件
- 不明 1件

であった。

奇襲型の場合や見知らぬ人から突然襲われた場合は、性暴力と認識されやすいが、飲酒・薬物の場合は、酒などを飲んだ自分が悪いと思ったり、児童虐待の場合は、そもそも何が起きているか分からなかったり、また、パートナーからの被害は、応じるのが当然であったような感覚を持ったり、エントラップメント型では、断れなかった、抵抗できなかった自分が悪いと考えたりして、性暴力と認識されにくい。

自分の性暴力のイメージと適合していた場合や、以前に被害を受けて、それが性暴力であると認識したことがあった場合は、被害認識が形成されやすい様子が見られた。それに対し、幼い頃の性虐待や見知った人から望まない性交を強いられた場合は、自分の中の性暴力のイメージと適合せず、「被害認識が形成されづらい場合」となっていた。しかし、被害だと認識していない場合でも、被害の際に自分が「モノ」

²⁶ 第7回実態調査ワーキンググループ（令和元年5月24日）

http://www.moj.go.jp/hisho/saihanboushi/hisho04_00019.html

なお、本研究の内容については、「性暴力被害が人生に与える影響と被害認識との関係－性暴力被害の支援をどう整えるべきか－」（大阪教育大学、学校危機メンタルサポートセンター、学校危機とメンタルケア、11, 32-52）にもまとめられている。

http://opac-ir.lib.osaka-kyoiku.ac.jp/webopac/g_mentalcare_11_32-52.?key=ZSMNNY

扱いされたことや意思を無視されたという感覚はあるため、自殺や自殺未遂、自傷行為を行ったり、対人関係に影響が出たりしていた。

(イ) 性暴力救援センター日赤なごやなごみによる統計²⁷

「なごやなごみ」の取りまとめによれば、平成28年1月5日から令和元年12月31日までの間の新規来所者474名のうち、被害から来所までの経過時間の内訳は、

- 72時間以内（急性期） 237名
- 1か月以内 86名
- 半年以内 53名
- 1年以内 14名
- 1年超え（数年～40年） 84名

であった。

(ウ) 性暴力被害者支援センター・ふくおかによる統計²⁸

「ふくおか」の取りまとめによれば、平成30年度の電話相談607件のうち、被害から相談までの経過時間の内訳は、

- 2週間以内 37%
- 1年以内 21%
- 1年超 21%
- 不明 21%

であった。

エ ヒアリング等における指摘事項

- 被害を受けている最中から解離の症状が出始めて、それから25年間、記憶を封じ込めていた。記憶がよみがえってから様々な症状が出て、弁護士にも相談したが、公訴時効があるため告訴できないと言われた。訴えるか訴えないかの選択肢もないのだと絶望した。公訴時効

²⁷ 第13回実態調査ワーキンググループ（令和2年3月3日）
http://www.moj.go.jp/hisho/saihanboushi/hisho04_00030.html

²⁸ 前注と同じ。

が成人まで停止され、その後30年間公訴提起が可能であったら、自分は告訴していた。〔第10回・被害当事者〕

- 住居侵入・強制わいせつの被害に遭い、すぐに警察に届け出た。生活が一変し、精神科に通い、いつも「死にたい」と感じ、被害に遭ったきっかけは自分にあると思っていた。10年ほど経ち、ふと、時効を過ぎていたらどうしようと思い、警察に電話したところ、時効が過ぎていて、社会的にこの事件が終わったことに茫然とした。回復への第一歩を踏み出すために、時効7年は短すぎた。〔前同〕
- 家庭内の性暴力は、加害者との関係が良好であるときは、関係を崩したくないと思って被害を開示できず、家族が不仲であったり多忙であったりすれば、心配を掛けたくないと思って開示できず、家族の仲が良好であれば、家族関係を壊してはならないと思って開示できず、すなわち、どのような状況にあっても被害を開示できないという状況が見られた。多くの被害者が、途中で抵抗を試みたり、そのような行為の意味を尋ねたりしていたが、聞き入れられなかったり回答がなかったりして、そのうちに無力感や諦めを感じ、又は感情を切り離すことがある。行為の認識としては、性的な知識がない中、徐々に行為が進んでいくので、理解が難しく、中学生あるいは高校生頃になって気付き始めるが、性的な行為を家族と行うことに混乱し、高校生あるいは卒業以降頃に性暴力であると気付き、やっと自分の苦しみが分かるということがある。性虐待に関しては、幼い頃から継続していく中で、随分経たないと性虐待、性暴力であることの認識が持てないということがある。〔第7回・被害者支援に携わる臨床心理士〕

(4) 司法面接的手法を用いた聴取

ア 現在の運用状況

検察においては、児童が被害者等である事件について、平成27年10月に最高検察庁から発出された「警察及び児童相談所との更なる連携

強化について（通知）」²⁹に基づき、警察及び児童相談所との連携強化を進めているところであり、児童の負担軽減及び児童の供述の信用性確保の観点から、警察及び児童相談所の担当者と当該児童からの聴取の方法等について協議を行った上で、その代表者が児童から聴取するなどの代表者聴取の取組を進めている。

平成27年10月から平成31年3月までの実施状況は、以下のとおりである³⁰。

- 平成27年10月～平成28年3月 39件
- 平成28年 4月～平成28年9月 149件
- 平成28年10月～平成29年3月 157件
- 平成29年 4月～平成29年9月 344件
- 平成29年10月～平成30年3月 423件
- 平成30年 4月～平成30年9月 699件
- 平成30年10月～平成31年3月 791件

代表者聴取を行う際の具体的な聴取の方法は、事案に応じて異なり得るが、児童が誘導や暗示の影響を受けやすいと指摘されていることなどを踏まえ、児童の負担軽減及び児童の供述の信用性確保の観点から、誘導や暗示を排除し、できる限り聴取回数を減らすなどした、司法面接的手法が用いられる場合が一般である。

このようにして実施した代表者聴取については、被害者の供述要旨を記載した捜査報告書等の書面が証拠として提出されることが多いが、代表者聴取の録音・録画記録媒体が、刑事訴訟法321条1項2号前段・後段³¹に該当する証拠として採用された例もある。

²⁹ 平成27年10月28日最高検察庁刑事部長通知「警察及び児童相談所との更なる連携強化について（通知）」http://www.moj.go.jp/keijijil/keijijil0_00008.html

³⁰ 平成27年10月から平成30年3月までの実施件数は、児童が被害者又は参考人である事件であって、検察官が、警察と児童相談所の双方又は一方と協議を行った上、三者ないし二者のうちいずれかが代表して事情聴取を行った件数である。平成30年4月以降は、それらに加え、警察及び児童相談所のみで協議を行った上で、いずれかが代表して事情聴取を行った件数を含む件数である。

³¹ 刑事訴訟法321条1項は、「被告人以外の者が作成した供述書又はその者の供述を録取した

イ ヒアリング等における指摘事項

- 司法面接がうまくいなくて起訴ができなかったという事案を何件か経験している。日本の刑事司法制度に合った面接の方法が検討されるといい。〔第7回・被害者支援に携わる臨床心理士〕
- 子どもが被害に遭った場合、聴き取りの方法に問題があったとして子どもの供述の信用性が否定されることがあるが、学校における被害の場合には、学校、教育委員会、検察・警察、場合によっては児童相談所を含めた多機関連携で、いわゆる司法面接を行う必要がある。〔第12回・ジェンダー法学の専門家〕
- 医師による診察と司法面接のいずれを先に行うかといったことや、ワンストップ支援センターが関与した事案に関するその後の捜査状況の共有を含め、連携の在り方を引き続き考えていかなければならない。〔第13回・ワンストップ支援センター〕
- 司法面接の状況を録音・録画したDVDが刑事訴訟法47条³²を理由に被害者に開示されず、民事訴訟を起こす場合などに、再度被害状況を話さなければならないという不都合が起きている。〔第9回・弁護士〕
- 海外には、司法面接のビデオを主尋問の代わりに用いているところもあるようである。反対尋問は憲法上の権利なのでやらざるを得ないとしても、子どもが被害者である場合は、せめて主尋問だけでもしなくて済むように、司法面接の録音・録画を公判で利用できるようにしてほしい。〔第2回・弁護士、第7回・被害者支援に携わる臨床心理士〕

書面で供述者の署名若しくは押印のあるものは、次に掲げる場合に限り、これを証拠とすることができる。」とし、同項2号は、「検察官の面前における供述を録取した書面については、その供述者が死亡、精神若しくは身体の故障、所在不明若しくは国外にいるため公判準備若しくは公判期日において供述することができないとき、又は公判準備若しくは公判期日において前の供述と相反するか若しくは実質的に異なつた供述をしたとき。ただし、公判準備又は公判期日における供述よりも前の供述を信用すべき特別の状況の存するときに限る。」と規定している。

³² 刑事訴訟法47条は、「訴訟に関する書類は、公判の開廷前には、これを公にしてはならない。但し、公益上の必要その他の事由があつて、相当と認められる場合は、この限りでない。」と規定している。

○ 司法面接は、専門機関による信用できる聴取方法で行われていることを理由に、刑事訴訟法 321 条 4 項³³で証拠採用されるべきである。

〔第 9 回・弁護士〕

○ 障害者は、子どもと同様に、何度も同じことを聴取されると記憶が混乱し、汚染されるほか、誘導や暗示を受けやすいという特性があるので、現在子どもについて行われている司法面接を障害者にも拡大すべきである。〔第 9 回・啓発活動団体〕

(5) 起訴状等における被害者の氏名秘匿

ア 新時代の刑事司法制度特別部会における議論

平成 23 年 5 月、法務大臣から、法制審議会に対し、時代に即した新たな刑事司法制度を構築するための法整備の在り方について諮問がなされ、同審議会の下に新時代の刑事司法制度特別部会が設けられた。

同特別部会においては、約 3 年間にわたる調査審議を経て、平成 26 年 7 月、答申案が取りまとめられ、同年 9 月、法制審議会において、同答申案をもって答申とすることとされた³⁴。

起訴状等における被害者の氏名秘匿については、同答申において、「今後の課題」とされ、「起訴状や判決書における被害者の氏名の秘匿については、被害者の保護と被告人の防御権との調整の問題として早急に解決しなければならず、制度的な措置を講じることを検討すべきであるとの意見があった一方で、起訴状や判決書については、被害者の氏名を必ず記載しなければならないとはされておらず³⁵、個別の事案ごとの柔軟な運用によって対処すべきであり、引き続き運用の状況を見守りつつ慎

³³ 刑事訴訟法 321 条 4 項は、「鑑定経過及び結果を記載した書面で鑑定人の作成したものについても、前項と同様である。」と規定し、同条 3 項は、「検察官、検察事務官又は司法警察職員の検証の結果を記載した書面は、その供述者が公判期日において証人として尋問を受け、その真正に作成されたものであることを供述したときは、第一項の規定にかかわらず、これを証拠とすることができる。」と規定している。

³⁴ 法制審議会第 173 回会議（平成 26 年 9 月 18 日）
<http://www.moj.go.jp/shingil/shingi03500024.html>

³⁵ 刑事訴訟法 256 条 3 項は、「公訴事實は、訴因を明示してこれを記載しなければならない。訴因を明示するには、できる限り日時、場所及び方法を以て罪となるべき事実を特定してこれをしなければならない。」と規定しており、実務上、被害者の氏名を記載するのが通常である。

重な検討をすべきであるとの見解もあったところである。」とされた。

イ 刑事手続に関する協議会について

起訴状等における被害者の氏名秘匿については、刑事訴訟法等の一部を改正する法律（平成28年法律第54号）附則9条3項において、「政府は、この法律の公布後、必要に応じ、速やかに、再審請求審における証拠の開示、起訴状等における被害者の氏名の秘匿に係る措置、証人等の刑事手続外における保護に係る措置等について検討を行うものとする。」とされた。

この検討に資するため、平成29年3月から、最高裁判所、日本弁護士連合会、警察庁及び法務省・検察庁の担当者を構成員とする「刑事手続に関する協議会」及びその下に置かれた幹事会を計16回開催し、意見交換を進めているところであり、起訴状等における被害者の氏名秘匿については、令和元年12月までの間に、6回、協議・意見交換を行った。

なお、平成29年刑法改正の際には、衆議院法務委員会の附帯決議第5項で、「…起訴状等における被害者の氏名の秘匿に係る措置についての検討を行うに際しては、性犯罪に係る刑事事件の捜査及び公判の実情や、被害者の再被害のおそれに配慮すべきであるとの指摘をも踏まえて検討を行うこと。」とされている（参議院法務委員会附帯決議第7項に同旨）。

ウ 現在の運用状況

検察においては、事案の内容に応じ、起訴状における訴因特定の趣旨と被害者保護の要請を踏まえつつ、起訴状における被害者の氏名の記載方法についての配慮に努めている。具体的事例としては、被害者の氏名に代えて、

- 氏名の一部を平仮名で表記する例
- 被害者の旧姓を記載する例
- 被害者の親族名と続柄を記載する例
- 通称名を記載する例

○ 外見的特徴を記載する例

などがある。

裁判では、検察官が起訴状に記載した前記方法により、被害者が特定され、手続が進められる場合があるほか、かかる記載では被害者が特定されていないとして、裁判所が検察官に補正を求める場合がある。

エ ヒアリングにおける指摘事項

本ワーキンググループで実施したヒアリングでは、見ず知らずの相手から性犯罪の被害に遭った被害者から、裁判を通じて相手方に氏名を知られたくないとして、逮捕状や起訴状に、被害時の氏名である旧姓と名を片仮名表記で記載する方法を採った経験について聴取を行った。

その概要は、以下のとおりである。〔第4回・被害当事者〕

- 被害者の氏名は相手方に明らかにならないものと考えていたので、警察から、名前が知られると聞かされて、それまで裁判に向けて頑張っていたのに、やる気がなくなった。捜査の当初から、相手方に名前が知られると分かっていたら、捜査は断っていた。
- 実名を知られたら、SNSなどで特定され、居場所が知られ、報復されるのが怖かった。今の時代、名前が分かれば居場所も分かる。犯人に名前を知られることを恐れて、被害を訴え出ずに泣き寝入りしている人がいると思う。
- 最終的には旧姓で裁判をしたが、それでも、（旧姓を使っている）家族がいるので、裁判をすることに迷いはあった。知り合いでない人から襲われた場合に、どうして名前を知られなければならないのか、誰もおかしいと思うはずである。

4 加害者の再犯防止に関する事項

(1) 施設内における取組

ア 刑事施設における性犯罪再犯防止指導の現状

(7) 性犯罪再犯防止指導の概要

刑事施設においては、性犯罪の要因となる認知の偏り、自己統制力の不足等がある者を対象とし、自己の問題性を認識させ、その改善を図るとともに、再犯をしないための具体的な方法を習得させることを目的として、平成18年から性犯罪再犯防止指導を実施している。

性犯罪再犯防止指導は、刑事施設の職員（法務教官，法務技官（心理），刑務官，処遇カウンセラー（認知行動療法³⁶等の技法に通じた臨床心理士等））を指導者とし、グループワーク及び個別に取り組む課題を中心とし、必要に応じてカウンセリングその他の個別対応を組み合わせて行っている。グループワークにより行う指導は、1回当たり100分、週に1回又は2回を標準とし、標準実施期間は指導密度に応じて4か月から9か月としている（後記(イ) b (b)参照）。

(イ) 性犯罪再犯防止指導の実施状況

a 対象者の選定

性犯罪再犯防止指導の対象者は、スクリーニング及び性犯罪者調査の結果に基づき選定される。

スクリーニングでは、新たに刑が確定した全ての受刑者について、犯罪の内容や常習性の有無、性犯罪につながる問題性の有無等について調査する。

その上で、性犯罪者調査は、スクリーニングの結果、精密な調査が必要と認められる者に対し、調査センターにおいて専門的知識及び技術を有する職員により実施される。この調査では、再犯のリスク及び性犯罪につながる問題性の程度並びに受講を困難又は不適

³⁶ 問題行動（性犯罪）の背景にある自らの認知（物事の考え方，捉え方）のゆがみに気付かせ、これを変化させること等によって、問題行動を改善させようとする方法

当とする事情の有無を調査し、対象者ごとに、受講すべき指導密度、受講させる施設・時期等について判断している。

なお、直近5年間における性犯罪再犯防止指導の受講開始人員は、4-1表のとおりである。

4-1表 性犯罪再犯防止指導の受講開始人員

平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
492	497	493	504	797

b カリキュラムの内容

性犯罪再犯防止指導は、オリエンテーション、本科プログラム、メンテナンス・プログラムの順に行っている。

(a) オリエンテーションは、対象者に対し、指導の構造、実施目的を理解させること、性犯罪につながる問題性を助長するおそれがある行動について説明して自己規制するよう方向付けること、受講に関する質疑応答を実施して対象者の不安の軽減を図ることを目的とし、性犯罪調査終了後速やかに、講義形式により実施している。

(b) 本科プログラムでは、認知行動療法を基盤とし、性犯罪等の問題行動に至った要因及びその行動に至るパターンを検討して、自らが早期にそのパターンに介入することによって問題の再発(リラプス)を防止するスキルを学ぶ、リラプス・プリベンションの技法を用いている。

「自己統制」、「認知のゆがみと変容方法」、「対人関係と親密性」、「感情統制」及び「共感と被害者理解」の科目により構成され、対象者は、その再犯リスク及び性犯罪につながる問題性の程度に応じて、全科目を受講する「高密度」(標準9か月)、必修科目及びその者の問題性に応じて必要な科目を受講する「中密度」(標準7か月)、必修科目のみを受講する「低密度」(標準4か月)のいずれかの指導密度を受講する。

- (c) メンテナンス・プログラムは、本科プログラムの受講終了後、出所までにかかなりの期間がある者もいることから、これらの者を対象として、釈放に近接する時期に実施している。本科プログラムで学んだ知識やスキルを復習させ、再犯しない生活を続ける決意を再確認させること、作成した自己統制計画の見直しをさせること、社会内処遇への円滑な導入を図ることを目的としている。
- (d) このほか、性犯罪者の中には事件の責任を認めようとしなかったり、自らが性犯罪者であることを秘匿しようとしたりするなど、性犯罪再犯防止指導を受講する動機付けが低い者がいることが指摘されており、これに対処するため、平成23年から動機付け面接の理論を活用して個別面接の形式で行う事前指導（プレ・プログラム）を実施してきたが、これをグループワークの形式で行う「準備プログラム」が開発され、平成26年から高密度及び中密度の受講対象者に本格的に実施している。

また、知的能力に制約がある者に対して、本科プログラムの内容をイラスト等の視覚情報を効果的に取り入れるなどして理解しやすくした上で、SST³⁷等の補助科目も必要に応じ実施する「調整プログラム」のほか、刑期が短いなどの理由で受講期間が十分に確保できない者を対象に各指導科目の内容を効率的かつ効果的に理解できるよう中心的指導内容を集中させた「集中プログラム」などを開発し、実施している。

c 指導者の育成

性犯罪再犯防止指導は現在21庁で実施しているが、全国レベルで指導者の育成を行う必要性が指摘されており、毎年、全国の施設において指導者となった職員を集めて研修を行っている。また、経験豊富な指導者が他の施設に巡回して研修したり、各施設の指導者

³⁷ 不適切な行動を修正し、必要な社会的スキルを積極的に学習させながら、対人行動の障害やつまずきを改善しようとする治療技法

が他の施設における事例検討に参加することを通じて、効果的な指導につながる方策等を考察し、自らの指導力の向上に活用する「施設間事例検討」を行ったりしているほか、大学等から専門家を招へいして指導について助言を受けるなどし、指導者の知識や指導技術の向上に努めている。

イ 性犯罪再犯防止指導の効果検証

(ア) 方法

a 対象者

平成24年1月1日から平成26年12月31日までの間に刑事施設を出所した者のうち、性犯罪者調査におけるリスク及びニーズ調査で指導を受講することが必要とされた者1,980名。このうち、受講群は1,444名であり、指導を受講していないものの比較対照群としては不適當な者212名を除外し、324名を比較対照群とした。

b 再犯情報

出所後3年以内にじゃっ起された事件のうち、犯行年月日が最も早いものを「全再犯」とし、犯行年月日が最も早い性犯罪を「性犯罪再犯」とした。

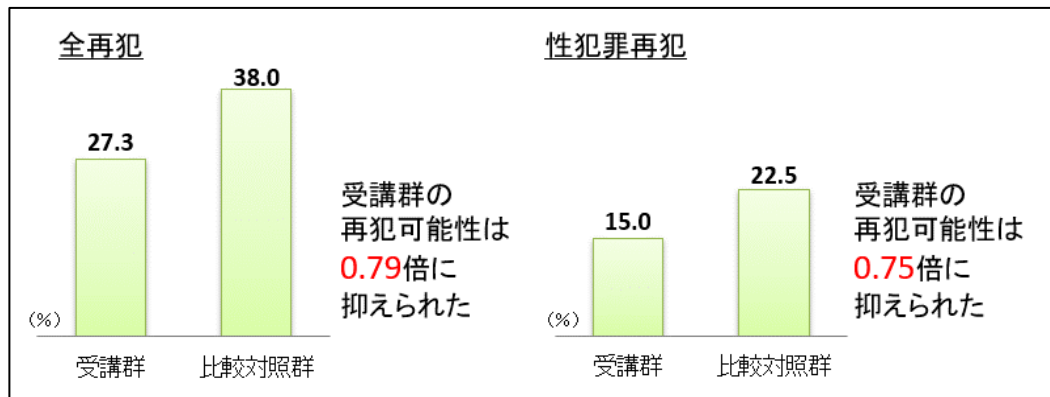
c 分析方法

全対象者、受刑に係る罪名別、判定された指導密度別等それぞれに、受講群、比較対照群別に全再犯及び性犯罪再犯の再犯率を算出した。そして、両群の再犯率の差について検定を行い、指導の効果について再犯リスクの程度の差を統制した上で比較分析³⁸を行った。

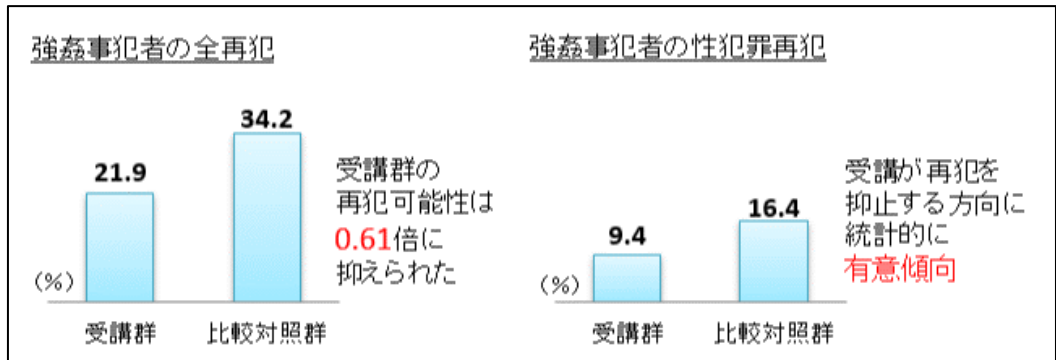
(イ) 結果

a 全対象者における分析結果

³⁸ Coxの比例ハザードモデルによる回帰分析により、再犯リスクの程度の差を統制した上で分析を行った。



b 受刑に係る罪名別の分析結果

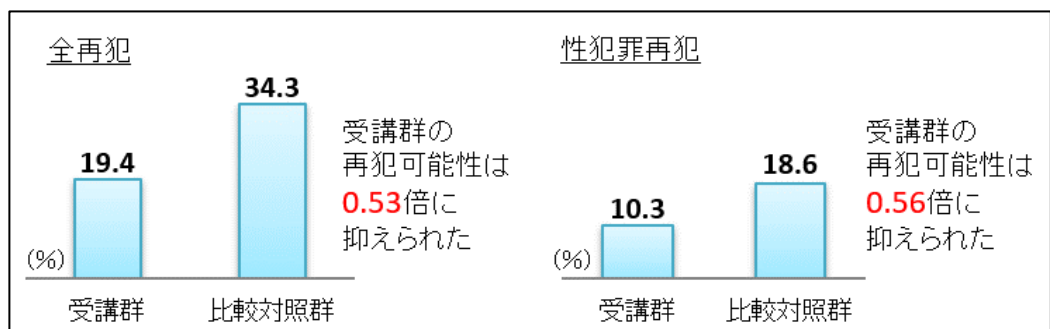


なお、強制わいせつ・迷惑行為防止条例違反事犯者においては、指導の効果について統計的な裏付けは得られなかった。

おって、児童福祉法違反等事犯者については、標本数が少なかったことから、指導の効果についての比較分析は行っていない。

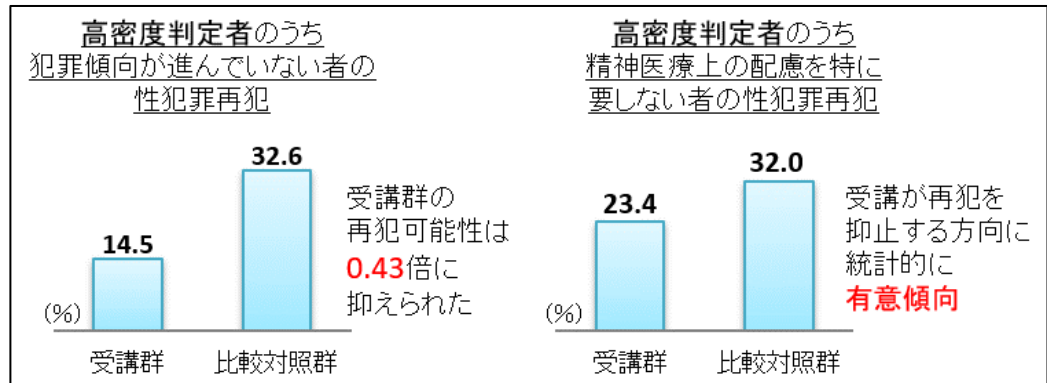
c 判定された指導密度別の分析結果

(a) 中密度判定者について



(b) 高密度判定者について

高密度判定者全体では、指導効果について統計的な裏付けは得られなかったが、以下の群では指導効果が認められた。



(c) 低密度判定者について

低密度判定者については、標本数が少なかったことから、指導の効果についての比較分析は行っていない。

ウ ヒアリングにおける指摘事項

本ワーキンググループで実施したヒアリングでは、刑事施設における性犯罪再犯防止指導に関し、以下のような指摘があった。

- 性的嗜好から犯罪に及んでいる場合には、広く、刑事施設における性犯罪再犯防止指導の対象としてもらいたい。〔第11回・性犯罪加害者臨床の専門家〕
- 性犯罪再犯防止指導は、我が国の特別改善指導の先駆的な取組であり、刑事施設の特徴や制約を活用し、適切な実践ができています。十数年の実績の積み重ねのうちノウハウが蓄積されてきており、学術的にも注目に値する。〔第5回・性犯罪受刑者処遇に携わる専門家〕
- 性犯罪再犯防止指導の効果について、現在は、その後に再犯をしたかどうかというアウトカム指標のみが重視されているが、本件類似の環境において別の反応を引き出せるかというプロセスに関し、学習により個々の対象者にどのような改善があったかを捉えることが重要であり、それを客観的に測る仕組みを取り入れることができれば、性

犯罪再犯防止指導の効果をより適切に把握することができると考えられる。〔前同〕

- 現在の受刑者に対するアセスメント（調査）は、犯罪行動を続けてしまう要因等について科学的なエビデンスに基づいて行われており、指導密度等の決定に当たって一定の意義があるが、認知行動療法に基づく指導に当たっては、どのように指導をすれば再犯から遠ざかれるのかという「見立て」の観点を取り入れる必要がある。〔前同〕
- 我が国の法制度などを踏まえると、罪種等に基づいた処遇が行われることは動かすことができないが、指導に当たって重要なことは、前記の「見立て」の観点からのアセスメントを踏まえ、個々の受刑者の問題性（機能）に応じ、プログラムのどのような内容をより強調して用いるかということである。また、性犯罪再犯防止指導は、集団認知行動療法がベースとなっているところ、グループ形式によるプログラムに向かない者は、プログラムの内容を学ぶ段階に行き着かなかったり、グループワークで期待される効果を損ねたりすることもあることから、グループ形式の指導に適した者を対象者にすると、より効果が得られやすい。〔前同〕
- 性犯罪再犯防止指導の指導者については、心理・教育を専門とする職員だけでなく、刑務官も含め、異なる特徴を有する指導者が複数いることが指導の効果を高める。また、指導の効果を維持するためには、スキルの習得とともに、指導者側が疲弊しないためのメンタルケアが重要である。女性職員が指導に携わることも重要であるところ、女性職員には相当の負荷が掛かることから、相応のスキルの習得とメンタルケアが特に必要である。〔前同〕
- 集団認知行動療法の形式になじまない者がいるということが課題の一つある。例えば、性犯罪に及ぶ問題性が重篤な者については、抗男性ホルモン剤などを使用する薬物療法が必要な場合がある。コミュニケーションスキルや内省能力等に困難がある者もおり、個別指導形式等指導形式に多様性を持たせることも考えられる。また、グループ

を乱そうとする程度が著しい者は、グループに入れることが適切ではないという判断もあり得る。〔前同〕

(2) 社会内における取組

ア 保護観察所における性犯罪者処遇プログラムの現状

(7) 性犯罪者処遇プログラムの概要

保護観察所においては、自己の性的欲求を満たすことを目的とした犯罪行為を繰り返すなどの問題傾向を有する保護観察対象者に対して、認知行動療法を理論的基盤とした性犯罪者処遇プログラムを実施している。

性犯罪者処遇プログラムは、全国の保護観察所において、保護観察所の職員（保護観察官）を指導者とし、保護観察官による個別指導又は集団処遇の方法により実施している。

(イ) 性犯罪者処遇プログラムの実施状況

a 対象者

性犯罪者処遇プログラムの対象者は、男性の仮釈放者又は保護観察付執行猶予者のうち、

① 罪名に、強制わいせつ罪（刑法176条）、強制性交等罪（同法177条）、準強制わいせつ罪・準強制性交等罪（同法178条）、監護者わいせつ罪・監護者性交等罪（同法179条）、強制わいせつ等致死傷罪（同法181条）又は強盗・強制性交等罪若しくは同致死罪（同法241条）が含まれる者（いずれも未遂罪を含む。）

② 罪名のいかんにかかわらず、犯罪の原因・動機が性的欲求に基づく者（下着盗、住居侵入等）

である。

これらの者は全員、性犯罪者処遇プログラムの対象者となるが、同プログラムのうちコア・プログラム（後記b(b)参照）については、重度の精神障害又は知的障害がある者や、保護観察期間が3月未満

である者等の除外事由に該当する者を除き、特別遵守事項³⁹により義務付けて実施している。また、特別遵守事項に義務付けられなかった場合においても、生活行動指針⁴⁰又は任意によりコア・プログラムを実施することがある。

直近5年間における性犯罪者処遇プログラムの受講開始人員は、4-2-1表のとおりである。

4-2-1表

	H26	H27	H28	H29	H30
仮釈放者	582	563	591	618	589
保護観察付全部執行猶予者	318	338	348	321	299
保護観察付一部執行猶予者				11	20

また、保護観察所においては、対象者の家族のうち、同意を得られた者を対象とするプログラム（後記b(d)の家族プログラム）も実施している。

b プログラムの内容

性犯罪者処遇プログラムは、①プログラムの理解の促進を図るとともに受講に対する動機付けを高める「導入プログラム」、②全5課程からなる中核的プログラムである「コア・プログラム」、③保護観察期間を通し、問題性に依じて定期的に面接指導を実施する「指導強化プログラム」、④家族の同意を得て対象者の家族に対して実施される「家族プログラム」から構成される。

(a) 導入プログラムは、コア・プログラム受講対象者のうち、刑事施設のプログラムを受講していない仮釈放者及び保護観察付執行猶予者を対象とし、性犯罪等に関する基本的な調査（事件の分析、

³⁹ 個々の保護観察対象者ごとに、その改善更生のために特に遵守すべき事項として定められ、これが遵守されなかった場合には不良措置（仮釈放の取消し等）が採られ得る。

⁴⁰ 改善更生に資する生活又は行動の指針として定められる。

再犯防止に向けた動機付けの評価)を行うとともに、コア・プログラムについての説明を行い、コア・プログラム参加に向けた動機付けを高めることを目的とし、保護観察後速やかに、原則としてコア・プログラムを実施する予定の保護観察官が、個別に面接形式で実施している。

(b) コア・プログラムは、受講者に対し、性犯罪に関する自己の問題点を理解させ、自己をコントロールできる力を付けさせ、問題行動を回避できるようにさせることを目的としている。コア・プログラムは、「性犯罪のプロセス」、「認知の歪み」、「自己管理と対人関係スキル」、「被害者への共感」、「再発防止計画」の5課程により構成され、おおむね2週間に1課程ずつ実施し、おおむね3か月で全課程を実施している。

(c) 指導強化プログラムは、全ての性犯罪対象者(コア・プログラムの受講除外者も含む。)を対象とし、保護観察官の定期的な面接による直接的関与を強化するとともに、再犯の予兆を速やかに把握し、必要な指導助言等を行うことで生活を安定させることを目的として、保護観察期間を通じて実施し、保護観察官が保護司と協働して個別指導により行っている。

(d) 家族プログラムは、同意を得られた対象者の家族を対象とするもので、対象者の受刑中又は保護観察期間中、家族に対してコア・プログラムの概要について説示し、家族から必要な協力を得られるようにするほか、家族を精神的にサポートすることにより、家族の苦痛を軽減させて、更生の援助者としての家族の機能を高めることを目的とするものである。

c 職員研修

新任の保護観察官を対象とした研修等において、性犯罪者処遇プログラムの実施方法等に関する指導が行われている。

イ 性犯罪者処遇プログラムの効果検証

(7) 検証方法

a 対象者

平成26年に保護観察を開始した男性の性犯罪類型の仮釈放者及び保護観察付執行猶予者1,198人を対象とし、プログラム受講の有無と平成31年3月末日までの再犯の有無の関連に関する分析を実施した。

b 方法

本検証においては、調査対象者のうち性犯罪者処遇プログラムのコア・プログラムを受講した者を「受講群」とし、コア・プログラムを受講しなかった者⁴¹を「非受講群」とした。受講群と非受講群の人数と各群における仮釈放者、保護観察付執行猶予者の別は4-2-2表のとおりである。

4-2-2表 号種別人数

	受講群	非受講群	全体
仮 釈 放 者	582	251	833
保 護 観 察 付 執 行 猶 予 者	319	46	365
全 体	901	297	1,198

また、本検証では、調査対象者の再犯の有無については、再犯事件により保護観察付執行猶予の判決を受けたこと又は刑事施設に収容されたことにより更生保護官署⁴²において事件を受理したことの有無によることとした。

(イ) 検証結果

受講群と非受講群の性犯罪の再犯に至るまでの期間について生存曲線(4-2-3図)を作成し、その再犯率の差について検定⁴³を行った

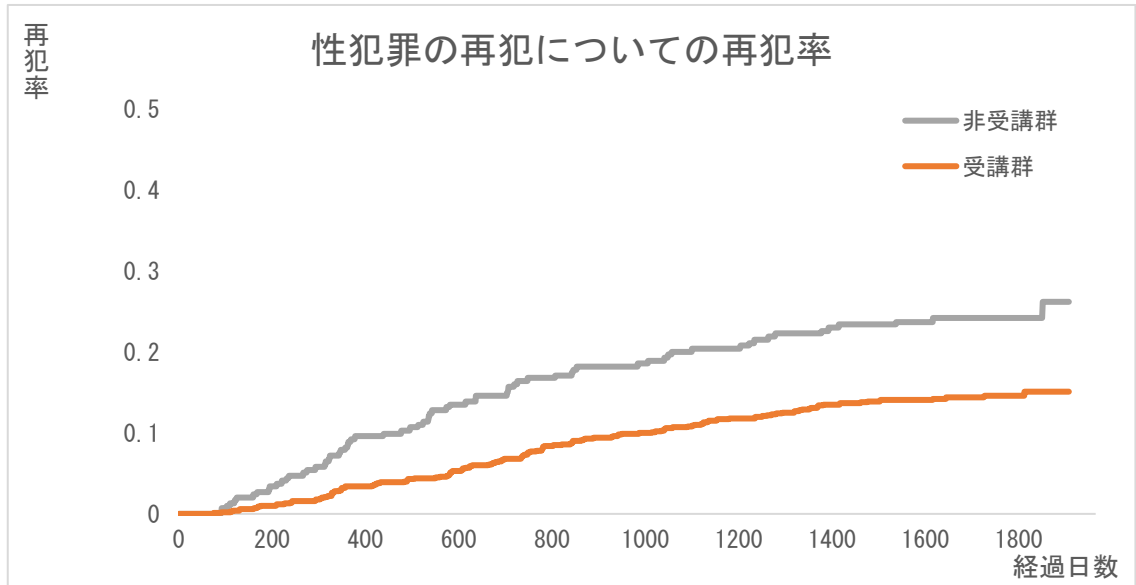
⁴¹ 保護観察期間が3月未満である者、重度の精神障害又は知的障害がある者等、除外事由に該当する者である。除外事由に該当する者以外のすべての者にプログラムを実施しているため、受講群と等質性のある非受講群を確保できないことが、保護観察所における性犯罪者処遇プログラムに係る効果検証の限界である。

⁴² 地方更生保護委員会又は保護観察所を指す。

⁴³ 2群の再犯までの期間に差があるかを検定するログランク検定の手法によって行った。

結果、受講群の方が非受講群より有意に再犯率が低かった（４－２－４表）。

４－２－３ 図



４－２－４ 表 性犯罪の再犯についての観測期間最終日の再犯率

人数	再犯率		χ^2 値	p 値
	受講群	非受講群		
1,198	15.1%	26.2%	17.11	.00004***

*** $p < .001$

次に、再犯リスクの高低を統制するため、プログラム受講の有無に加えて、再犯リスクのアセスメントツール（RAT⁴⁴）の得点を変数として分析⁴⁵を行った。その結果、プログラムを受講していないこととR

⁴⁴ RATは、Risk Assessment Toolの略であり、本件の犯罪内容や前歴の犯罪内容、反復性等、処遇の実施によって変化しない事項について得点化し、性犯罪者の再犯リスクを算出する保険統計的なツールである。

⁴⁵ Coxの比例ハザードモデルによる回帰分析により、再犯リスクの差を統制した上で分析を行った。

A T 得点が高いことが性犯罪の再犯を予測していた（4-2-5表）。したがって、再犯リスクの高低を統制しても、受講群の方が非受講群よりも性犯罪再犯に至る者が少ないと言え、プログラムの再犯抑止効果が示唆された。

4-2-5表 性犯罪の再犯の予測に寄与する要因

	多変量解析		
	ハザード比	(95%CI)	p 値
プログラム受講の有無	1.485	(1.101-2.004)	.009**
RAT得点	1.442	(1.346-1.545)	.001***

** $p < .01$, *** $p < .001$

なお、性犯罪以外の犯罪を含むすべての再犯については、解析の前提となる条件を満たしていなかった⁴⁶ため、検証は行わなかった。

ウ ヒアリングにおける指摘事項

本ワーキンググループで実施したヒアリングでは、保護観察所における性犯罪者処遇プログラムに関し、以下のような指摘があった。

- 保護観察所におけるマンパワーとトレーニング不足が課題である。
プログラムの実施者のリスクアセスメントに関する理解や治療的介入の技能を向上させることが必要である。プログラム実施者育成のための制度について考えていく必要がある。〔第6回・性犯罪加害者処遇に携わる専門家〕
- 社会内処遇のためには、精神科医師や専門的なトレーニングを受けた心理専門職等の協力が必要であるが、加害者が医療機関等に通院することが困難な場合が多く、加害者に対する認知行動療法を専門とする機関の充実と加害者がセルフコントロールすることができるようにするための精神保健福祉センター等の公的機関による支援が必要である。〔前同〕

⁴⁶ 比例ハザード性の仮定を満たしていなかった。

- 保護観察所の中には、コア・プログラムを修了した人が保護観察期間内に任意で受講するプログラムを提供しているところもあり、このような取組が長期的に行われることが重要である。〔前同〕
- 様々な加害者に対応することができるよう、例えば、知的障害や精神障害を有する者の特性を理解した上でプログラムを実施するなど、取組に幅を持たせることが必要である。〔前同〕

(3) その他加害者の再犯防止に関する指摘事項等

ア 本ワーキンググループで実施したヒアリングでは、前記の施設内における取組及び社会内における取組に共通する事項として、以下のような指摘があった。

- 施設内における取組と社会内における取組の一貫性が重要であり、刑事施設及び保護観察所においては、プログラムのエッセンスに関する共通理解を持ってプログラムを提供する必要がある。また、刑事施設や保護観察所におけるプログラムの効果を継続させるためには、民間の医療機関、自助グループによる支援につなげることや、生活基盤の支援が必要である。しかし、社会内の支援機関となるリソースが少なく、性加害に取り組んでいる機関等でも独自の考え方や手続を用いていることから、加害者治療のための専門機関を設置したり、国が実施しているプログラムの内容について関係機関と共有したりするなどし、社会内処遇との機能的連携を図ることが必要である。〔第5回・性犯罪受刑者処遇に携わる専門家、第6回・性犯罪加害者処遇に携わる専門家、第11回・性犯罪加害者臨床の専門家〕

イ また、本ワーキンググループで実施したヒアリングでは、性犯罪加害者の再犯防止に関し、諸外国の制度等を踏まえ、以下のように、ホルモン療法、薬物療法、GPS追跡装置による監視などの活用例に関する紹介もあった。

- 諸外国では、認知行動療法をベースとしたプログラムを受け、補助的なアプローチとして、ホルモン療法、薬物療法等を採用している例がある。ホルモン剤に関しては、副作用があるが、治療薬を用いて治

療的介入を行うことにより、再犯率に肯定的な影響が見出された例もある。薬物療法のエビデンスを積み重ねていくことも今後の大きな課題である。〔第6回・性犯罪加害者処遇に携わる専門家、第11回・性犯罪加害者臨床の専門家〕

- 諸外国では、GPS追跡装置による監視を行っている例があるところ、GPSにより見張られているということが本人のセルフコントロールにつながる、管理されているから再犯に至るような行動をしないようにするという気持ちが働くといった報告がある。もっとも、監視されていることによって行動を制御することができる者は、その他の方法によっても行動が制御可能な部分もあるというリスクの評価になる。〔前同〕

(4) 性犯罪者処遇プログラム検討会

前記(1)及び(2)の刑事施設及び保護観察所で実施している性犯罪者に対する取組は、平成18年に策定したプログラムを中心としているところ、改正法の附則9条において、改正法の施行後3年を目途として性犯罪に係る事案の実態に即した対処を行うための施策の在り方について検討を加えることが求められているほか、平成29年12月に閣議決定された再犯防止推進計画には、刑事施設や保護観察所における性犯罪者等に対する専門的なプログラム等の更なる充実を図ること等が盛り込まれている。

このような状況に鑑み、法務省矯正局及び保護局は、刑事施設及び保護観察所におけるより効果的な性犯罪者処遇プログラムについて検討を行うため、令和元年8月に、外部有識者を構成員とした「性犯罪者処遇プログラム検討会」を設置した。同検討会は、令和2年上半期までに計4回の開催を予定しており、現行のプログラムの課題と更なる充実化の方向性や、刑事施設収容中から出所後までの一貫性のある効果的な指導について検討を行うこととしている。

5 その他の事項についてのヒアリング等において指摘された課題等

(1) 被害申告の実情等

- 被害者が性被害について周囲の人や関係機関等に相談しない理由としては、自分が性被害に遭ったことについての認識がない、相談しても信用してくれないのではないかと思う、周囲の人が心配するから相談できない、被害について話してはいけないという文化習慣がある、被害について話さないことによって自分の身を守るといった事情がある。〔第7回・被害者支援に携わる臨床心理士〕
- 被害者が性被害について警察に対する被害申告をしない理由としては、親や周囲の人に知られたくない、加害者が有名人であったり被害者にとって「権威のある人」であったりした場合に被害申告することによって生じる影響を考えて躊躇する、報復やネットによる中傷などがあるかもしれない、自分に非があったかもしれないと思う、警察に行くと何度も被害の話をしてはいけないので辛い、警察に相談しても無駄だと思う、二次被害に遭いたくない、などといった様々な事情がある。〔第13回・ワンストップ支援センター〕
- 警察や支援機関、地域社会の性被害に関する無理解や二次被害が被害者による性被害の相談への障害となっている。〔第7回・トラウマに関する国際保健政策学の専門家〕
- 子どもの頃に性被害に遭った場合には、何が起きているか分からず、避ける方法も分からず、自分の身に起きたことが性暴力と認識できず、性被害であったということを後から知るといことがある。性被害に遭った子どもは、加害者から口止めをされ、恐怖感から、性被害に遭ったことを周囲に言えず、大人になるまで言えないことがある。子どもたちが性的虐待とは何か、性暴力が何かということを知って申告しやすい空気をつくる必要がある。〔第2回・弁護士、第10回・被害当事者及び被害者支援に携わる臨床心理士〕
- 被害者が、性被害について相談や被害申告をせず、潜在化している性犯罪が多い。性被害に遭った被害者の中には、その被害が性被害である

と認識することができない者も多く、特に、児童期の虐待、飲酒や薬物の使用を伴う場合、パートナーによるレイプ、日常生活の中で加害者が上下関係を作り上げて被害者の逃げ道を塞いで性交を強要するエントラップメント型、被害者が障害者の場合には、被害者が被害を認識し又は被害申告をすることが難しい。〔第3回・ワンストップ支援センター、第7回・被害者支援に携わる臨床心理士、第9回・啓発活動団体等〕

(2) 被害者支援の在り方

〈ワンストップ支援センターその他の支援体制について〉

- 被害から一定期間経過すると被害を相談する先が実質的にはない状況にあり、被害に遭った後一定期間経過した後の被害者の相談先を確保し、被害者の苦しみの原因を導き出したり、相談に乗ったりするような支援など、被害者による被害認識の形成に長時間を要することも踏まえた支援策が必要である。被害の認識や被害からの回復に時間がかかることに配慮し、急性期の支援のみならず、過去の被害の影響が慢性化した被害者を対象にした、中長期的な支援を担う機関、性被害直後からの中長期的な総合的支援が必要である。〔第7回・トラウマに関する国際保健政策学の専門家、第10回・被害当事者〕
- 被害者の被害回復を適切に行うためには、ワンストップ支援センターと捜査機関、児童相談所、弁護士、学校等との連絡・協議が重要である。〔第13回・ワンストップ支援センター〕
- ワンストップ支援センターは各都道府県に一つでは足りず、例えば、電話相談でも一人からの相談をじっくり聞くことができるよう、予算・人材とも充実させる必要がある。ワンストップ支援センターでは、全ての相談に対する支援に十分手が回らないこともあり、性暴力・性犯罪被害者の回復を行うセンターを国が設置してほしい。〔第3回・ワンストップ支援センター、第10回・被害当事者〕
- 性被害に遭った場合の相談先として、警察より婦人科の方が行きやすいので、病院拠点型のワンストップ支援センターの充実を図ってほしい。〔第10回・被害当事者〕

- 被害者が警察やワンストップ支援センターに相談に行けば提携する病院等の紹介を受けることができるようにするなど、関係機関が連携したり、性暴力を専門的に治療する機関が増えることにより、被害者が性被害について相談しやすくなる。〔前同〕
- 被害に遭った男性やLGBTQの方への支援を行う場合に、病院や学校を含めた周囲の意識や理解を求めることに難しさを感じることもある。また、男性やLGBTQの方の被害が顕在化してきたことから、ワンストップ支援センターの提携先の医療機関として、今後は、外科や泌尿器科等様々な診療科と連携することができる総合病院を確保する必要がある。〔第13回・ワンストップ支援センター〕
- トランスジェンダーの方からの被害相談については、件数としてはまだ少ないものの、支援員自身の知識や経験が十分でなく、支援の難しさを感じることもある。今後、支援員も経験を積み重ね、研修等を通じてトランスジェンダーの方に対する理解を深めていかなければならないと考えている。〔前同〕
- ワンストップ支援センターへの電話相談には、子どもが被害者であるものも含まれるが、これまで子ども本人からの相談はなく、親からの相談であった。子どもが親に被害を話さなかったり、親に余裕がなかったりして、潜在化している場合が多いと思われ、そのような子どもの被害の掘り起こしが必要である。〔第3回・ワンストップ支援センター〕

〈その他〉

- 被害者が受けることができる支援や利用することができる制度等に関する情報を早期に提供するようにしてほしい。〔第4回・被害当事者〕
- 被害直後の総合的サポートがうまくいかないと、無防備な性的行動、若年期の性行為、複数のパートナーとの性行為、アルコール等の乱用、加害行為といった行動上の影響が出て、大人になっても影響を及ぼし続けることがあると言われている。他方で、被害直後に治療を始めると回復がうまくいくし、とりわけ子どもたちの回復のスピードは速い

という意見もあり、被害直後から無料で回復のためのケアやサポートを受けられることが必要である。〔第3回・ワンストップ支援センター〕

- 二次被害防止のため、被害者に関わることのある、警察、検察、裁判所、支援団体、自治体などの職員に対する被害者心理等についての研修を充実させるべきである。〔第2回・弁護士、第7回・トラウマに関する国際保健政策学の専門家、第10回・被害当事者〕
- 被害者が専門機関によるカウンセリングや心理療法を受ける際の治療費、交通費などを公費負担にするなど、経済的援助を充実させるべきである。〔第2回弁護士・第4回被害当事者〕
- 性犯罪被害者に対してインターネット上での誹謗中傷がなされることがあるが、表現の自由を殊更に強調せず、適切に取り締まることが必要である。〔第2回・弁護士〕

(3) 子どもに対する教育や教育現場における対処の在り方

- 子どもの頃に性虐待に遭った人の中には、小学生や中学生の頃に、何が性暴力、何が性虐待かという教育を受けていたら、自分に起きていることが何かは認識できたかもしれないという者もいた。〔第7回・被害者支援に携わる臨床心理士〕
- 被害を潜在化させないためには、被害者が被害であると認識して周囲に相談できるよう、年齢に応じた性教育等を行うことが重要であり、例えば、「下着で隠れているところは触らせてはいけない」といったことを幼い頃から教えるとか、子どもと保護者を対象に、産婦人科医が体や性の仕組みを、臨床心理士が性被害のダメージや治療の話を、警察が被害の予防や捜査の話を、弁護士が法律の話をすることなどが考えられ、このような取組が子どもの安全を守ることにつながる。〔第2回・弁護士、第10回・被害当事者〕
- 被害を潜在化させないためには、子どもが親や教師、医師や看護師など周囲の大人にSOSを出すことができる社会をつくることが必要であり、親等が、子どもが大切な部分を人に見られていないか、触られていないか、触らせていないかということに気を配ることが必要であるほ

か、子どもから被害を知らされた大人が、子どもに「教えてくれてありがとう」と伝え、警察や児童相談所などに通報することが必要である。

〔第10回・被害当事者〕

- 子どもと関わる機会が多い者が子どもからの被害のサインを確実に受け止めることができるよう、教職員等に対する研修の充実を図る必要がある。〔前同〕
- 教育現場における教職員やスポーツなどの指導員による性被害の対策の強化は重要な課題であり、スクールカウンセラー等の配置を充実させて、被害者や目撃者が申告しやすくすることが必要である。子どもの目から見て信頼できる人の選択肢にスクールカウンセラーという専門職が含まれるようにするためには、非常勤ではなく、日常的に子どもと接し、信頼を得られる常勤のスクールカウンセラーを配置すること、スクールカウンセラーの人員を確保することが必要である。〔第12回・ジェンダー法学の専門家〕
- 学校教育現場でわいせつ行為等の被害を受けた児童・生徒に対するメンタルヘルスの面、学習の面への支援を実施してほしい。〔前同〕
- 教員養成のための学校や教員になった後の初任者の研修において、セクシャル・ハラスメントを始めとする性暴力についての講義等に力をいれるべきである。〔前同〕
- 教育委員会等に対し、被害を未然に防止することを内容とする安全配慮義務とは別に、被害が起きた後の子どもたちへの支援を内容とする配慮義務を課してほしい。〔前同〕
- 教育現場における再発防止の観点から、自校児童、生徒、卒業生及び18歳未満の者に対するわいせつ行為等に係る被懲戒処分教育職員の処遇の在り方について検討してほしい。〔前同〕
- 被害者が被害を認識し、被害を相談、申告しやすい社会にするため、社会に対する啓発が必要である。〔第7回・トラウマに関する国際保健政策学の専門家〕